大東市埋蔵文化財調査報告第 33 集

平野屋新田会所跡発掘調査概要

―宅地開発に伴う調査―

２０１２年１２月
大東市教育委員会

序　文

江戸時代中期の宝永元年（1704）河内平野において、かつてない大規模な土木工事が行われました。それは、奈良に源を発し、現在の柏原市で河内平野を北上し流れていた大和川の方向を変え、真っ直ぐ西の堺の方へ流すというものでした。これが幕府による治水事業である大和川付け替え工事です。

その頃、大東市域には深野池という大きな池が存在していましたが、付け替え工事後かつての川や池であった所では新田開発が行われ、深野池も新田に姿を変えました。これ以後、当地域は大都市大坂の近郊農村として発達を遂げることになり、このことから、深野池の新田開発が今日の大東市を築いたと言えるでしょう。

平野屋新田会所は深野池に開かれた新田のうち、深野南新田と河内屋南新田の管理・運営のために設けられたものです。「会所」というのは、新田を所有していた当時の有力商人が新田の管理・運営を行うため出先機関として設置した建物のことで、付け替え工事後に誕生した各新田にこのような「会所」が置かれました。

現存する会所は鴻池新田会所等、大阪府下でも数箇所しかなく、大変貴重なもので、平野屋新田会所もつい最近まで広い屋敷地に樹木が鬱蒼と生い茂り、主屋や土蔵、正面には立派な長屋門が建っていました。教育委員会では本市の歴史を語る上でも欠くことのできない貴重な文化財であるという認識のもと、その保存に努めてきましたが、残念ながら開発工事により今はもうその姿を見ることは出来ません。

本書はその開発工事に伴う発掘調査の成果をまとめたもので、会所の考古学的調査としてはおそらく初めての事例ではないかと考えています。調査の結果、建物だけでなく敷地全体の地下構造を明らかにすることが出来き、得られた知見は今後、他の会所を研究する上でも大いに役立つものと考えています。

幸いにも、本市では土蔵や船着場が残る敷地の一部を取得することができました。将来的には整備を行い、ここに平野屋新田会所が存在していたことを長く伝えていく場所にしていくことが、文化財保護行政の使命であると考えています。

最後になりましたが、調査にご協力いただいた関係各位、関係機関、地元の皆様方に厚くお礼を申し上げます。

平成２４年１２月

大東市教育委員会

教育長　亀岡　治義

例　言

1. 本書は大東市平野屋１丁目に所在する平野屋新田会所跡の発掘調査概要である。
2. 現地調査は大東市教育委員会生涯学習課黒田淳を担当者として、平成22年５月25日から同年７月５日まで宅地内道路部分（ＨＲＮ10－1）を、同年10月７日から平成23年２月10日まで宅地部分（ＨＲＮ10－2）についての調査を実施した。
3. 本書の執筆・編集は担当者が行った。
4. 本書で使用した標高は東京湾平均水面（T.P）、座標は世界測地系国土座標第６座標系、方位は座標北である。
5. 現地での作業は大東市教育委員会の指導のもと株式会社米沢組が実施し、報告書作成までの内業調査は、株式会社地域文化財研究所に委託して行った。
6. 本書に掲載した図面、写真は、紙数の関係でそのほんの一部に過ぎない。すべての出土品及び図面・写真等の記録類は、大東市教育委員会において保管をしている。
7. 調査の実施並びに本書の作成にあたっては、以下の方々の協力をいただいた。記して感謝の意を表する。

   株式会社住、平野屋自治会

本文目次

第１章　調査に至る経過・・1
　第１節　保存協議・・1
　第２節　開発協議・・1
　第３節　計画変更に伴う協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第２章　平野屋新田会所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　第１節　地理的環境・・・3
　第２節　歴史的背景・・・3
　第３節　屋敷地と建物・・7
第３章　調査方法・・・7
第４章　調査成果・・・8
　第１節　遺構・・8
　第２節　遺物・・・17
第５章　まとめ・・・20

挿図目次

第１図　大東市位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第２図　大和川付け替え前の様子（深野池と新開池）・・・・・・・・・・・・・・・・3
第３図　深野池に誕生した新田・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第４図　会所全体図（平成 20 年度確認調査）・・・・・・・・・・・・・・・・5 ～ 6
第５図　調査区配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
第６図　主屋棟玄関部分平面図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第７図　土蔵①南面基礎立面図・内部土層断面図・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第８図　土蔵④平面図・北面基礎・斜路立面図・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第９図　裏長屋門礎石検出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
第 10 図　井戸①平面図・立面図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
第 11 図　井戸②平面図・立面図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
第 12 図　北側周濠・木樋平面図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
第 13 図　坐摩神社西側石積み平面図・立面図・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
第 14 図　出土遺物（1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
第 15 図　出土遺物（2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
第 16 図　出土遺物（3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
第 17 図　大正７年写し絵図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

表目次

第１表　調査区対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
第２表　遺物観察表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23 ～ 24

写真図版

図版一　　主屋建物（1）
図版二　　主屋建物（2）
図版三　　土蔵①・土蔵④
図版四　　表長屋門
図版五　　裏長屋門
図版六　　池
図版七　　井戸・流れ蹲・塀・通路
図版八　　北側石垣・北側周濠
図版九　　塀基礎・坐摩神社西側石積み
図版十　　木枠・木樋

第１章　調査に至る経過

第１節　保存協議

新田開発の歴史を語る上で貴重な文化財である会所であるが、今日までその姿をとどめているのはほんの数例に過ぎず、その代表的なものが東大阪市に所在する鴻池新田会所[註1]である。平野屋新田会所もそれに劣らず重要な文化財であるとの認識から、大東市では保存の方法を模索してきたが、平成18年当時、大阪地方裁判所の強制競売の対象となっており、その動向を見守りつつ競売の結果を待って、今後の方向性を示すことにしていた。競売は平成18年12月20日から27日に期間競争入札が行われ、平成19年1月9日に開札、同年3月15日に売却決定がなされた。これを受けて、市では取得公有化の方針で、新所有者との取得交渉を行ったが合意に至らなかった。開発目的で取得した所有者は事業を開始し、平成20年1月には樹木伐採、建物の解体工事が開始されるなか、市では再度交渉を持つが不調に終わる。元々、当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地「中垣内遺跡」の一部に含まれていたが、平成20年1月17日付で敷地全体を周知の埋蔵文化財包蔵地「平野屋新田会所跡」として登録し、地下を触らない解体工事や樹木の伐採は届出の必要はないが、工事期間中は大東市教育委員会が現場立会を行い、建物の礎石等、遺構が壊されないよう、解体工事が適正に行われるように指導していくことになった。解体工事は平成20年2月末まで実施され、この結果、現存していた建物はすべて取り壊され、樹木も遺構の保存のため抜根を制限　したもの以外は、殆んどが除去された。市教委では予定されている開発工事に対応するべく、遺構の確認調査の実施について所有者の承諾を得ることができたため、大阪府教育委員会の指導と応援を受け、平成20年5月9日から同年6月13日に調査を実施した。その調査結果は既に報告[註2]しているが、この調査はあくまでも遺構の状況確認が目的であったため、調査後は所有者と協議し、覆土により遺構の地中保存を行った。

第２節　開発協議

平成21年8月、所有者により当該地の宅地開発計画が示され、その内容は、敷地内に道路を築造し、戸建て住宅を建設していくというものであった。市教委では所有者との保存協議に入り、遺構に影響を及ぼす工事であれば、事前の発掘調査が必要となることを説明し、これと並行して部分的な保存を視野に入れた用地買収の協議を進め、本市の開発指導要綱に基づく協定書の中に

①文化財保護法第93条第1項に基づく届出を行うことと、同条第2項の指示に従うこと。

②「土蔵」「船着場」部分について鑑定に基づく適正な価格で市が取得することに協力をすること。

の2項目を入れ、平成21年12月9日に本市と協定が締結された。

平成21年12月11日付で所有者より文化財保護法第93条第1項に基づく届出が出され、道路築造部分は、雨水、汚水管の埋設が伴うため、遺構に影響を及ぼすのは明らかであり、平成22年1月12日付で指導事項「発掘調査」で通知を行う。

以後、指導事項に基づき、遺構保存及び調査などの取扱いについて協議を行い、この間、府教育委の指導を受け、道路部分は調査による記録保存、宅地部分は、造成後に建築する住宅基礎をベタ基礎にすることで、保護層30cm以上を確保して埋没保存とする方針で、所有者に設計変更と

事前調査の実施の協力を求める協議を行う。平成20年度確認調査の結果を基に礎石・遺構の位置やレベルを検討し、調査対象範囲を絞り込む協議を重ね、最終的には道路部分に係る遺構の存在する部分を調査箇所に絞り込むことで了解を得、道路部分以外の遺構、特に主屋建物の礎石については、ほぼ全域を地下に保存することができた。

協議内容は以下のとおりである。

・宅地内道路にかかる遺構・礎石についてはすべて調査対象とする。

・保護層30㎝を確保できない部分、切り土をする部分はすべて調査対象とする。但し、北側石垣と土蔵①（屋敷蔵）の基礎は基底部まで確認をして図面や写真等の記録を行った後、上部の石は除去するが影響のない基底部は地下保存する。北側周濠についても盛土により宅地造成が行われるため、調査対象から除外し、そのまま地下保存とした。

・盛土により保護層が30㎝以上確保される部分については、調査対象から除外し地下保存とする。

・市が買収交渉中の土蔵②（米蔵）、土蔵③（道具蔵）、船着場部分は、調査対象から除外するが、交渉が不成立の場合は調査対象とする。

以上の協議に基づいて、調査に関する覚書を締結し、宅地開発に伴う現地調査を平成22年5月25日から7月2日まで実施した。

第3節　計画変更に伴う協議

その後、所有者が、住宅基礎はすべて柱状改良とし、さらに保護層を削平したうえで基礎工事を実施する計画に変更するということが確認され、所有者に当遺跡の保護と重要性を再度説明し、遺構が保存されるよう変更を行わないように求めるが、理解を得ることができなかったため、記録保存を目的とする全面調査の協力を求めた。その後、協議を重ね、最終的に下記の点を条件として、発掘調査を実施することで合意に至った。

・礎石等の遺構の存在が判明している箇所については、区画全体を調査対象とする。

・礎石等の遺構が存在していない区画、既に消失している庭園の築山部分に該当する区画は、先ずトレンチ調査を行い下層遺構の有無を確認し、遺構が発見された場合は、区画全体について調査を実施する。

・平成20年度確認調査では、写真測量による遺構図面を作成しているが、今回の調査では、遺構の詳細な記録をとり、会所創建当時等の遺構の確認のため、下層まで掘削を行う調査を実施する。

以上、調査に関する変更覚書を締結し、住宅建設に伴う調査を平成22年10月7日から平成23年2月10日まで実施した。

第２章　平野屋新田会所の概要

第１節　地理的環境（第１図）

第１図　大東市位置図

平野屋新田会所が所在する大東市は、大阪府の中部にあり河内平野のほぼ中央部に位置する。市域の東半分は生駒山系による山地・丘陵地で、その西側に広がる平地は標高約１～５ｍ足らずで、河内平野では最も低い場所となっている。河内平野は縄文時代前期～中期頃に起こった海進現象により、生駒山麓際まで海水が入り込み湾（河内湾）となる。その後、上町台地を境として外海と隔てられるようになると淡水化が進み、弥生時代前期頃には次第に潟（河内潟）へと変化し、古墳時代頃には湖（河内湖）となっていた。(註3) この湖は古代末から中世にかけてその範囲が縮小すると、「勿入渕（ないりそのふち）」(註4) や「廣見池（ひろみいけ）」(註5) 等の名称で呼ばれるようになり、江戸時代初頭頃にはさらに規模が縮小して、本市の平地部では深野池 (註6) と呼ばれる池となっていた。

第２節　歴史的背景（第２・３図）

前節で述べたように、当地域は河内平野の最も低所に位置するため、近世初頭頃にはかつての河内湖の名残である深野池が存在していた。深野池には南からは大和川の分流 (註7) である吉田川、北からは寝屋川が流れ込み、江戸時代中期頃になるとその堆積作用により池床・河床は次第に高くなり、大雨の度に各所で堤防の決壊が相次ぎ、深野池周辺も含む大和川の諸河川の流域は水害が絶えない地域となっていた。幕府も様々な治水事業を施すものの効果が得られなかったため、抜本的な洪水対策として、宝永元年（1704）に大和川の付け替え工事が実施された。この工事は、これまで幾筋にも分かれ河内平野を北流していた大和川を直接大阪湾（堺）へ流すようにしたもので、付け替え後、旧河床跡や池跡で開発が行われ、多くの新田が誕生することになるが、(註8) 深野池においても、現在の東大阪市域に存在した新開池とともに新田開発が進められた。(註9)

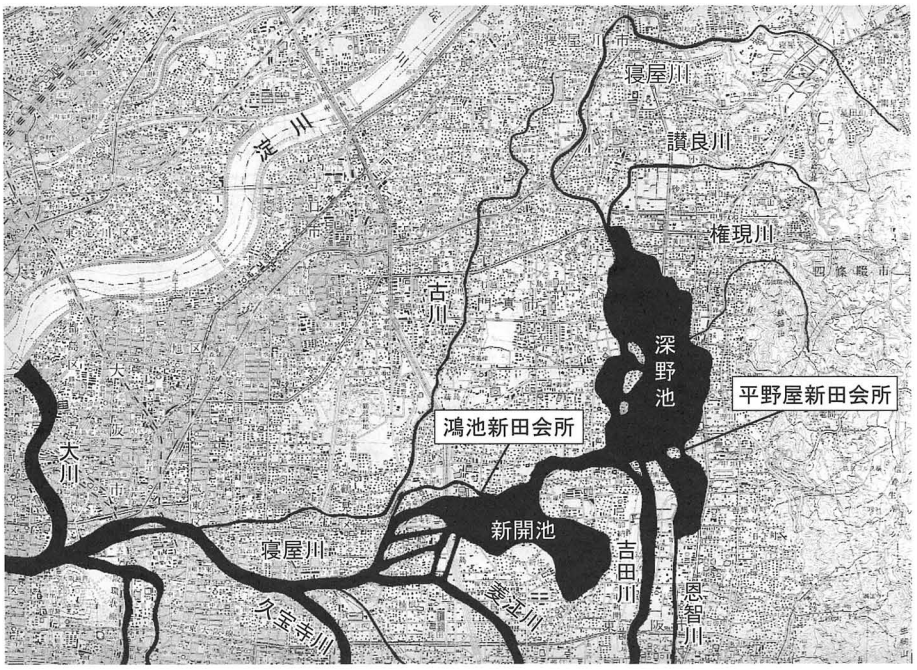

第２図　大和川付け替え前の様子（深野池と新開池）

深野池の新田開発は、付け替え工事翌年の宝永２年（1705）から開始された。開発当初は東本願寺灘波別院の講員により入札・献納され開墾が始まり、正徳３年（1713）に全事業が終了し、深野新

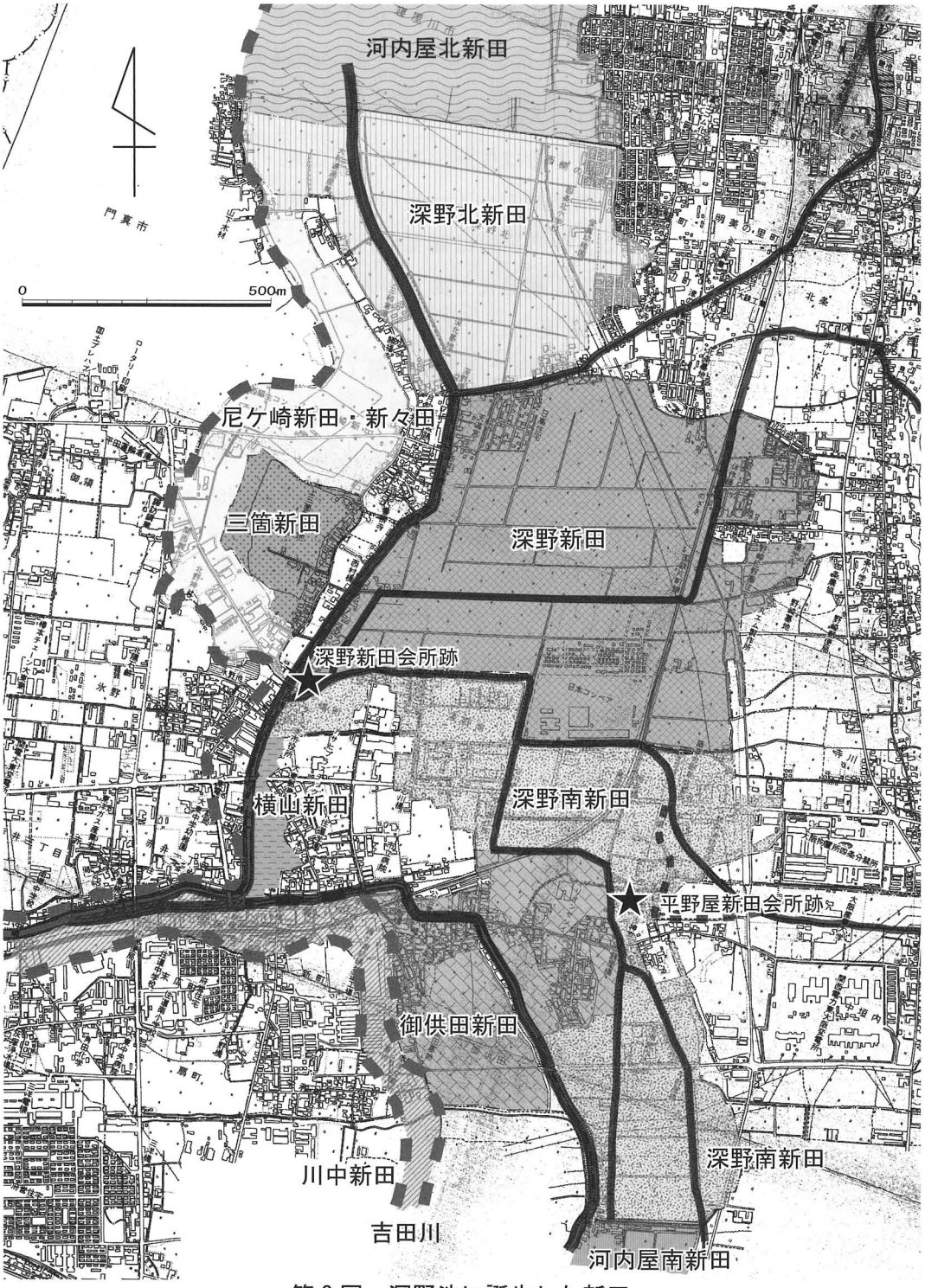

第３図　深野池に誕生した新田

田が誕生した。その後、享保４年（1719）の再検地時には、深野新田は北・中・南に３分割され、この時点でこれらの新田は、いずれも大坂市中の商家の所有となっていた。すなわち、深野北新田、深野（中）新田は鴻池又右衛門、河内屋南新田と深野南新田は平野屋又右衛門（註10）、そして河内屋北新田は鴻池新十郎の所有となっていた。

会所は新田を所有する商家が出先機関として設置したもので、現地に支配人を置き、新田の管理・運営等の業務にあたらせた。大和川付け替え後に誕生した各新田にはこのような会所が設置

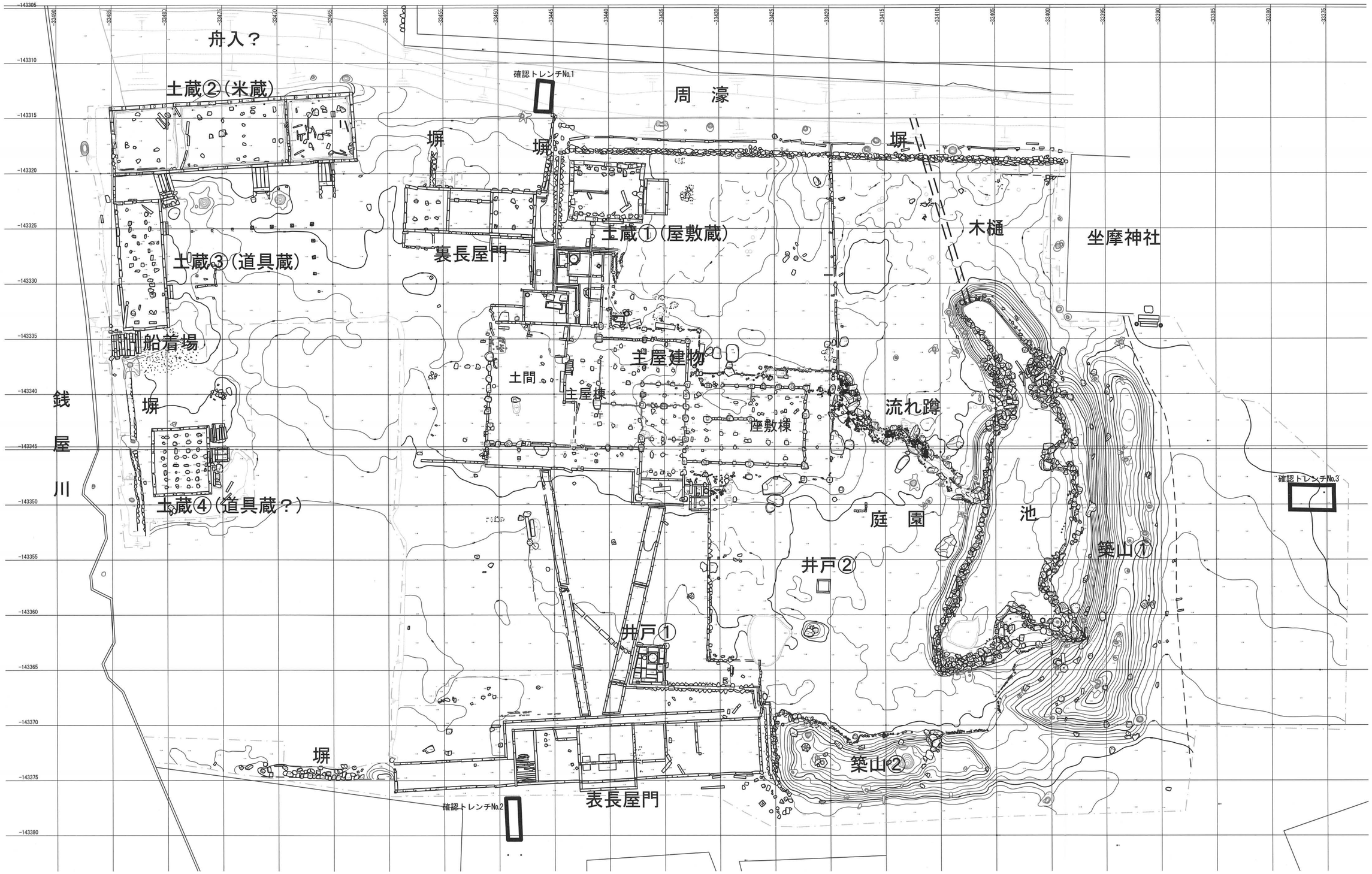

第４図　会所全体図（平成 20 年度確認調査）

され(註11)、平野屋又右衛門が所有した深野南新田、河内屋南新田の管理・運営のため設けられたのが、平野屋新田会所である。その後、会所（新田）の所有は、延享2年（1745）大坂上町船越町両替商助松屋忠兵衛(註12)に移り、享和3年（1803）には天王寺屋八重（後に天王寺屋源助(註13)）に、そして文政7年（1823）に最後の所有者である大坂北九太郎町の銭屋（高松）長左衛門(註14)の手に渡った。

平野屋新田会所の設置時期であるが、『平野屋新田会所文書』(註15)中の享保4年（1719）から5年（1720）に書かれた「諸方相対証文控」に平野屋会所の文字が見られ、また、享保13年（1728）大坂市中から当会所に分祀された坐摩神社(註16)の祭礼について書かれた「鎮守御宮御祭礼之控」にも平野屋会所の文字が出てくることから、深野池の新田開発が終了した直後の18世紀前半頃までには、既に存在していたことが推定される。

第3節　屋敷地と建物

平成12・13年、会所の屋敷地と建物について市教委で調査を実施しており、その報告(註17)によると、屋敷地は東西約90ｍ、南北約60ｍを測り、南面西寄りに表長屋門、北面西寄りに裏長屋門が設けられていた。屋敷地の中央部に位置する主屋建物は、土間のある西側の主屋棟と庭園に面する東側の座敷棟から構成されていた。屋敷地は西側を銭屋川、残り3方を濠で囲まれており、北側周濠で銭屋川と繋がっていたことが確認されている。庭園には瓢箪型の池があった。また棟札(註18)より、座敷棟は明治25年の上棟であることが確認され、これは前年の明治24年の濃尾大地震で被災し、座敷棟を建て直したものと報告されている。

第3章　調査方法

遺構名（第4図）

主屋建物や土蔵等の主要な遺構の遺構名は、平成20年度確認調査時に付けた名称をそのまま継承し使用した。

調査区名（第5図・第1表）

道路部分の調査では、遺構に係る部分10箇所を対象として調査区にアルファベットＡ～Ｌを、宅地部分の調査では、表層の土が掘削されるため、住宅建築部分ではなく宅地全体を調査対象とし、既に完成していた宅地内道路との位置関係により、以下に示す通り、アルファベットＭ～Ｑを冠した。すなわち、Ｍ区（北側宅地8区画分）、Ｎ区（中央宅地16区画分：宅地内道路に囲まれた部分）、Ｏ区（東側宅地2区画分）、Ｐ区（南側宅地12区画分）、Ｑ区（南西宅地7区画分）である。但し、平成20年度確認調査で礎石等の遺構が確認されていない宅地については、まず4×4ｍのトレンチ調査を実施して下層遺構の有無を確認した。結果的には遺構が確認されなかったため土層断面の記録に止まり、宅地全面の調査にまでは至らなかった。トレンチ調査を実施した箇所は調査区名の後に数字を付けて表している。トレンチ調査を実施したのはＮ－１～4、Ｐ－１～5、Ｑ－１～2の11箇所である。

掘削方法

排出土処理の関係から、宅地1区画単位での掘削をが基本としたが、礎石等の遺構の連続性を

第１表　調査区対照表

調査区	調査名	面積（㎡）	対象となった遺構	備　考
A	HRN10-1	227.73	池	宅地内道路
B	HRN10-1	2.58	井戸①	庭園南側
C	HRN10-1	4.51	前庭塀	座敷棟南側
D	HRN10-1	11.34	東側通路	座敷棟玄関へ続く
E	HRN10-1	9.77	西側通路	主屋棟入口へ続く
F	HRN10-1	48.03	表長屋門西部分	居宅部分
G	HRN10-1	55.23	土蔵④	
H	HRN10-1	71.36	主屋棟北側・裏長屋門南側	
I	HRN10-1	6.86	裏庭塀	庭園北側
J	HRN10-1	115.92	土蔵①・北側石垣	
K	HRN10-1	19.44	南側塀	
L	HRN10-1	40.96	座敷棟東側礎石・流れ蹲北西部	
M	HRN10-2	744.27	北側周濠・土蔵①・排水溝・裏長屋門・塀	北側宅地８区画
N	HRN10-2	1161.65	主屋棟・座敷棟・流れ蹲・東側通路・西側通路・前庭塀	宅地内道路に囲まれた中央宅地 16 区画（内４箇所をトレンチ調査で対応）
O	HRN10-2	180.25	池（東岸）	東側宅地２区画
P	HRN10-2	669.93	表長屋門・排水溝・前庭塀・井戸②・東側通路・西側通路・池南部	宅地内道路に囲まれた南側宅地 12 区画（内５箇所をトレンチ調査で対応）
Q	HRN10-2	213.93	表長屋門西側・南側塀・西側塀	南西宅地７区画（内６箇所をトレンチ調査で対応）

考慮して、複数の宅地を同時に掘削して調査を実施した箇所もある。

第４章　調査成果

第１節　遺構

１．主屋建物

主屋棟・座敷棟　Ｎ区

屋敷地の中央に位置していた東西方向棟行約 31 ｍ、南北方向梁間約 15 ｍを測る東西に長い建物で、土間のある西側の主屋棟と東側の座敷棟から成っていた。

調査の結果、古い礎石の抜き取り痕を複数確認することができ、さらに下層へ掘り下げたところ、明治より前と推定される礎石等が新たに検出された。

下層の礎石は 40 ～ 50cm 大の石を３～４個を集めて置き（**図版――４・５**）、周囲及び石の下に５～ 10cm 大の礫を敷く構造となっており、この上に置いた礎石が沈み込まないように支える根石の役割を果たしていたものと考えられる。

主屋棟の土間部分では、竈の跡が３箇所検出（**図版二－６～８**）された。建物解体時にあった竈の位置とは異なっており、竈は、時期により場所を変えて複数回、造り替えられていたことが確認された。

また、玄関部分から建物内を横断して北側に向かって丸瓦列が検出されたが、その下には鉛の

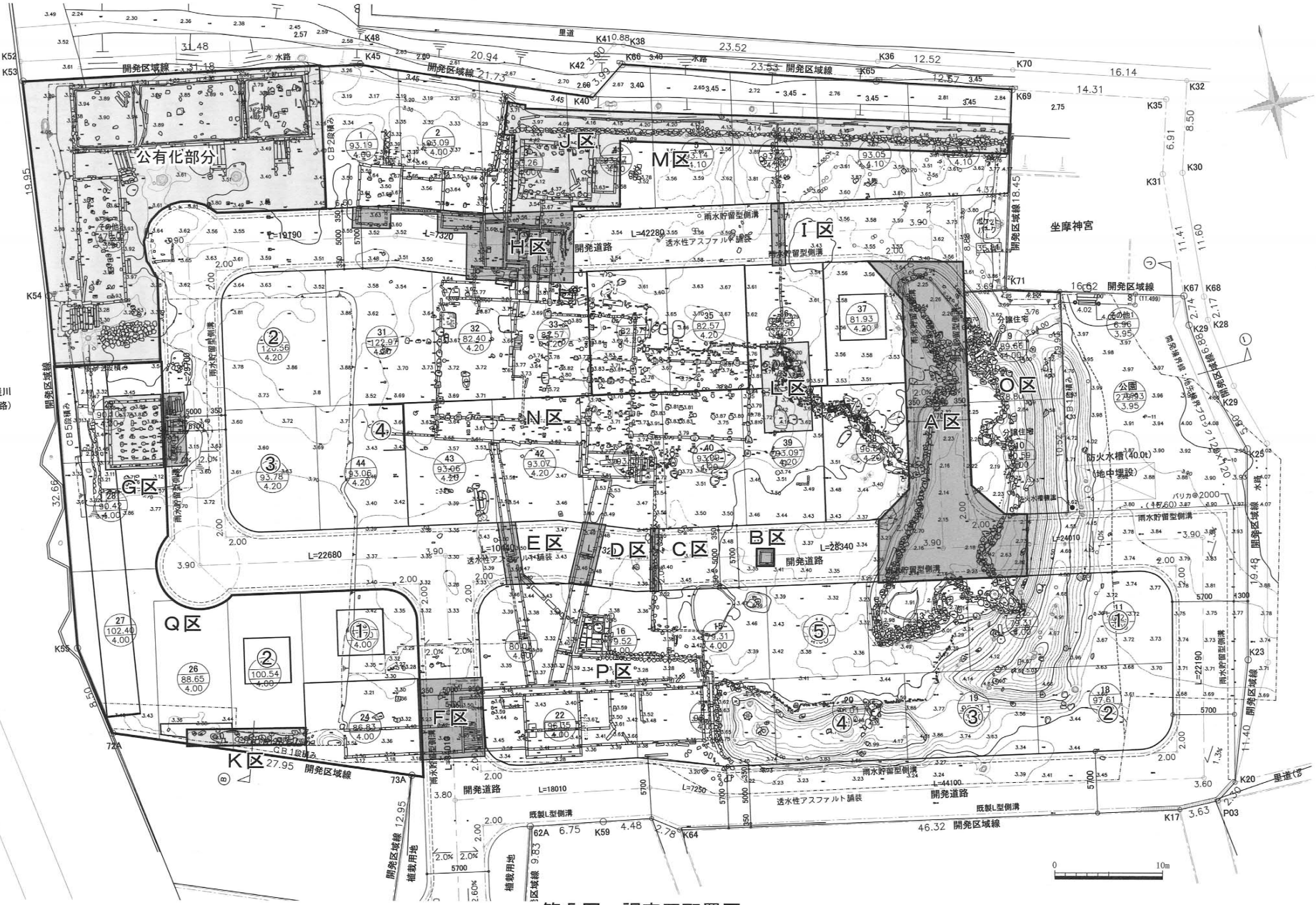
公有化部分
J区
M区
H区
I区
坐摩神宮
N区
E区
D区
C区
B区
A区
O区
G区
Q区
P区
F区
K区
銭屋川
（水路）
開発区域線
開発道路
里道
雨水貯留型側溝
透水性アスファルト舗装
既製L型側溝
植栽用地
防火水槽（40.0t）
（地中埋設）
公園
分譲住宅
0
10m

第５図　調査区配置図

管（**第6図・図版一一8・図版二－4・5**）が引かれていた。近代に入っても屋敷地内への水道は敷設されておらず、生活用水は表長屋門を入りすぐの所にあった井戸①で賄っていたと聞いており、井戸①からポンプで汲み上げた水を鉛管で引いていたものと考えられる。丸瓦は鉛管の保護のために被せてあったものと考えられる。

主屋建物が建てられていた場所は、周囲より10cm程高く、礫の混ざる土が意図的に使用されたようで、地盤を安定させるためのものではないかと考えられる。前述したように、特に礎石を据えた箇所には礫が多く集積（**図版一一3・4**）していた。

主屋棟北部　H区

主屋棟と土蔵①との間の、解体前は便所・風呂場等があった場所である。布石を用いて基礎や排水溝が設けられ（**図版二－1**）、土蔵①の入口手前まで廊下となっていた。排水溝は北へ向かい、一旦、西へ屈曲した後再び北へ向い、土蔵①の西側を通り、北側石垣まで向かうと、その下を通り北側周濠まで伸びていた（**図版八－2・3**）。周濠へ排水していたものと考えられる。廊下床下部分で大型の陶器鉢が2個検出（**図版二－2・3**）されており、そのうちの一つには銀杏が入れられてあった。布石を除去後にも大型の埋め甕を1個検出したが、中には何も入っていなかった。

2．蔵

土蔵①（屋敷蔵）　J区（第7図）

主屋棟の北、裏長屋門の東に位置していた。東西方向棟行約6.8ｍ、南北方向梁間約5.5ｍを測り、主屋棟裏口からの出入りできるよう、南面に出入口が設けてあった。

基礎は、凝灰岩の布石1段の下に、花崗岩の間知石3段を積み、最下段に花崗岩の平石を据える構造（**図版三－4**）で、内側は間知石を用いて、裏込め石（**図版三－5**）としていた。この蔵は、中央に柱を持つ構造であったが、中央部には柱を受けるための孔を穿った束石が置かれ、その下部にはそれを支えるため上面を平坦に加工した約50×80cm、高さ約30cmの礎石（**図版三－8**）が据えられていた。基礎内部の土は3層に分けることができ（**図版三－7**）、中間に厚さ約10cmの黄褐色粘質土が観察された。

また、最下段の基礎石まで掘削したところ、この蔵の基礎とは別の基礎石の一部と推定される石列（**図版三－6**）が検出された。解体時に発見された棟札[註19]によると、この蔵は享保10年（1725年）建造のものを明治26年（1893年）に再建したとされており、この石列は、その享保10年築の蔵の基礎ではないかと推定される。

土蔵④　G区（第8図）

屋敷地の西端、銭屋川を背にして土蔵③のすぐ南側に位置しており、南北方向棟行6ｍ、東西方向梁間約5ｍの蔵である。東面中央やや北寄りに半間幅の出入口を持ち、出入口前面に角石を用いた斜路が造り付けられていた。基礎内部に束石が4間×8間で比較的良好に遺存していた（**図版三－1**）。平成20年度確認調査時では、束石の間から農具や工具等の鉄製品が出土したため、踏車を収納していた土蔵③とともに道具蔵であったとされ、布石、基礎石とも花崗岩を使用している点が他の蔵とは異なるため、建造時期も異なるとされている。

基礎の構造は、花崗岩間知石の2段積みで、束石以外の石は確認されておらず、また裏込め石も使用されていなかった。北面基礎下に平瓦を用いた排水溝と考えられる施設を検出（**図版三－2**）

している。基礎内部（**図版三－3**）の土は黄褐色砂質土であった。建物の建築時期は不明である。

３．長屋門

表長屋門　Ｆ・Ｐ・Ｑ区

東西方向棟行約22.5ｍ、南北方向梁間約5ｍの建物の西側に前面を揃えて、東西方向棟行約11ｍ、南北方向梁間約2.5ｍの部屋を造る構造であった。東西約33.5ｍの長い建物のやや東寄りに出入口があり、その東側は3部屋に区切られ、西側も前述の東西に細長い部屋を含めて3部屋に区切られていた。平成20年度確認調査時では、束石は解体時に失われ、殆ど遺存しておらず、1部で床と思われる板を並べた構造が遺存していた。また、解体前まで建っていた長屋門は、昭和9年9月の室戸台風後再建されたものとされており、現状に残る基礎はその時ものとされており、それ以前の長屋門の遺構としては、東端の南北方向の雨落ち溝が花崗岩を並べたものであり、再建時のものをそのまま利用したものと推定されている。また、北辺の門構え西側部分で雨落ちと思われる平瓦を並べた長さ約4.3ｍ、幅20cm程の溝（**図版四－1**）が確認されており、さらに『大正7年写し絵図』[註20]（**第17図**）に見られる居宅部分の礎石についても遺存が確認された。

今回の調査で、基礎石の下には、古い時期の礎石（**図版四－4・6**）を確認しているが、基礎にはコンクリートによる修復（**図版四－8**）が確認され、また、正面にあたる南面基礎は、最下段に40～50cm大の平石1段、その上に表面を精緻に加工した間知石を1段積んで、その上に布基礎石を置く構造（**図版四－2・3・7**）となっていた。内側は隙間を埋めるように裏込め石（**図版四－5**）が置かれていた。コンクリートを使用することから、いずれも、昭和9年以降の修復と考えられるが、布石が置かれた礎石には矢穴が残るものもあり、その大きさと形状から近世のものと推定されることから、古い時期の礎石を利用して、その上に新しい基礎を置く構造となっていることが確認された。また、古い時期の雨落ち溝と推定される瓦列は、平成20年度確認調査時に確認したもの以外は検出されなかった。

裏長屋門　Ｈ・Ｍ区（第9図）

東西方向棟行約12ｍ、南北方向梁間約4ｍの建物で、東西の中央に2間幅の入口があり、その両側は屋敷地側（南側）に入口を持つ、2間四方の部屋となっていた。

平成20年度確認調査時では、解体時に移動した束石もあったが、遺存状況は比較的良好であった。北面東側にはこの門に繋がる塀基礎（**図版五－8**）が、同じく北面西側にも遺存していることを確認しており、さらに北面西側で下層確認を実施したところ、布基礎石の下に、礎石や壁土と思われる粘土塊が確認された。また、北面布基礎石の下にも、礎石が確認されたことから、下層遺構として、裏長屋門の前身建物が遺存していると考えられていた。

今回の調査では、布基礎石の下に9間×3間で礎石が検出（**図版五－2～7**）されている他、南面西側では平瓦が完形のもの2点を含み破片が幅40cm、長さ約4.8ｍで検出されており、この前身建物の雨落ち溝（**図版五－3**）の可能性が高い。また、主屋建物から南面東隅に来ていた排水溝（**図版五－1**）布石下で、凝灰岩の板石を使用した、古い排水溝（**図版五－4**）の跡が検出された。

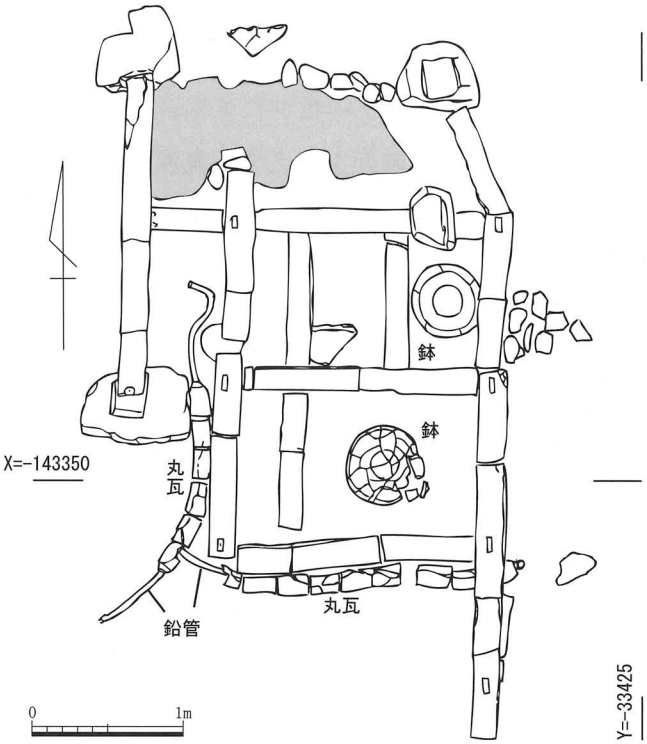

第６図　主屋棟玄関部分平面図

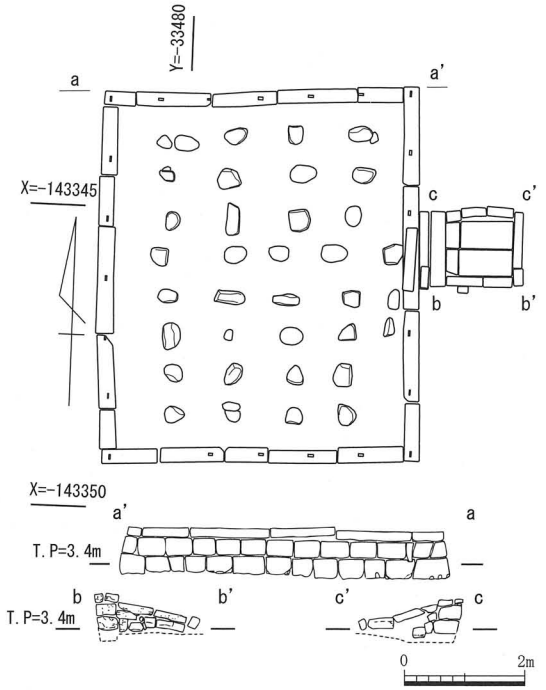

第８図　土蔵④平面図・北面基礎・斜路立面図

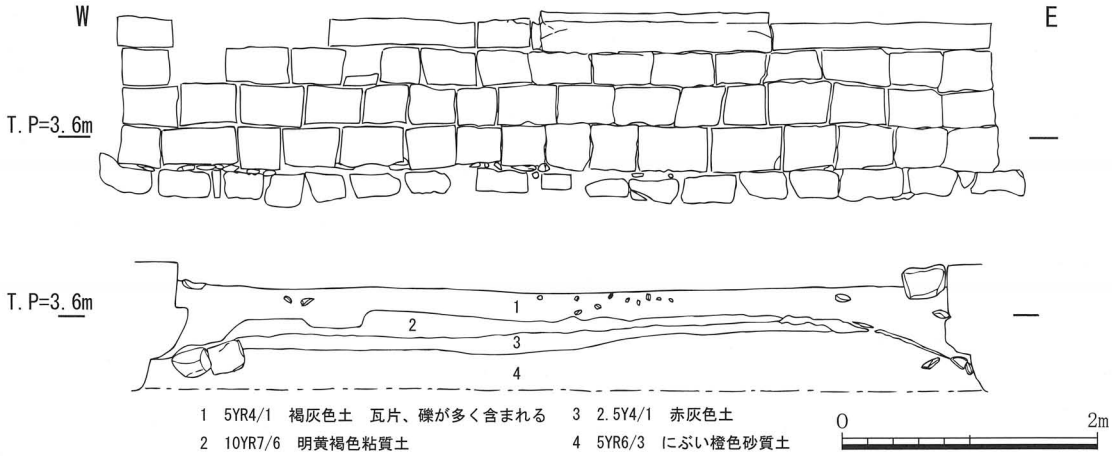

第７図　土蔵①南面基礎立面図・内部土層断面図

４．井戸

井戸①　Ｂ区（第10図）

表長屋門から屋敷地内に入るとすぐ右手に設けられていた井戸である。解体前は覆屋が存在した。上部構造に花崗岩板石の井戸枠、井戸枠周辺は花崗岩板石を敷き、間知石と布石を使用し排水施設が設けてあった。平成20年度確認調査時の観察では、井戸枠の下に井戸瓦を４～５段使用した井筒があり、さらにその下には木材の枠組がある構造と推定していたが、今回の調査で、下部構造は平瓦２段（**図版七－１**）と桶による井筒（**図版七－２**）となっており、井戸底には石が敷かれていたことを確認した。深さは、約2.5ｍを測った。

また、井戸底に近い井筒南面から、陶製の土管が出ており、井戸から南へ約４ｍの地点でも東西に走る土管（**図版七－３**）が検出され井戸からの土管と繋がっていた。これらの状況から、宅

内に土管を施設して、この井戸の水を供給していたのではないかと推定される。

井戸②　P区（第11図・図版七－4）

座敷棟、流れ蹲、池、築山②に囲まれた庭園のほぼ中央部に設けられていた井戸である。平面形が一辺1.05ｍの方形を呈する井戸枠は、地表の上部2段が花崗岩、地下3段は凝灰岩を使用し、深さは地表面から約0.9ｍと浅かった。その下部にも井筒や他の施設は設けておらず、飾り井戸であったと考えられる。

５．庭園

庭園は屋敷地の東側、座敷棟の東に面して、北側石垣と東は南北方向に築かれた築山①、南は東西方向に築かれた築山②で囲まれた部分で、池と座敷棟から池へ向かう流れ蹲を配した池泉回遊式庭園であったことが平成20年度確認調査で判明している。庭園を構成する遺構としては、池、流れ蹲の他に前述の井戸②や庭園を隔する塀基礎がある。

池　A区

屋敷地東側の庭園に設けられていた幅2.5～8ｍ、長さ約30ｍの瓢箪状形を呈する南北に長い池で、平成20年度確認調査時では、縁石に30～50cm大の石を1から数段積み上げて囲んでいたとしていたが、今回の調査で、上部1～2段に自然石を、下部は主に40～50cmの間知石を2～3段積み上げていることが確認された。前面には15～30cmの間隔で、長さ1.4～1.6ｍの木杭を打ち込み固定させていた（**図版六－3**）。

池の幅が最も狭くなるくびれ部（**図版六－2**）は、かつて石橋が架けられていた部分で、基底部から1～1.5ｍの自然石が重なりあって検出された。他の箇所とは異なる頑丈な構造で、石橋の荷重に耐えるための造作と推定される。また、くびれ部では板材と杭により堰状の施設（**図版六－6**）を検出しており、池の北部と南部を分けているが、どのような機能をさせていたのか不明である。

南部の中央部で板材を方形に組んだ一辺約1.9ｍ前後、高さ約60cmの木枠①（**図版六－4**）が埋め込まれ、北部にも一辺1.45ｍ、高さ55cmの方形の木枠②（樋門に使用する落とし板を転用）（**図版六－5**）が埋め込まれていた。この木枠の機能であるが、池で飼育していた観賞魚が、鳥等の外敵からの襲撃を逃れる避難場所として設置されたものと推定される。

池北端部では木製の樋（**図版六－7・8**）が検出された。取入口は板を上下させ水量を調節するようにしてあり、落葉等の異物の侵入防止のため、銅製の網が取り付けられていた。複数の木樋を連続して繋ぎ、北側石垣の下を通らせ、北側周濠まで続いていることが確認された。池の水は、かつて会所跡東側を流れていた鍋田川の水を池の南端部（**図版六－1**）より取り入れていたとされていることから、池北端部で検出された木樋は、池の水を北側周濠へ排水する施設と考えられる。なお、今回の調査では南端部の取水施設を確認することはできなかった。今回の調査結果からは、大規模な改修[註21]が行われた形跡を確認することはできなかった。

流れ（流れ蹲）　L・N区（図版七－5）

座敷棟東側に設けられた濡縁の北東から、池の西岸中央部へ向って石を配置し、その間を拳大の礫を敷いた「流れ」で、濡縁近くに石で囲まれた部分があり、蹲の様なものを置いていたとして、平成20年度確認調査時では「流れ蹲」としていた。今回の調査で、流れには約20cmの厚さで、

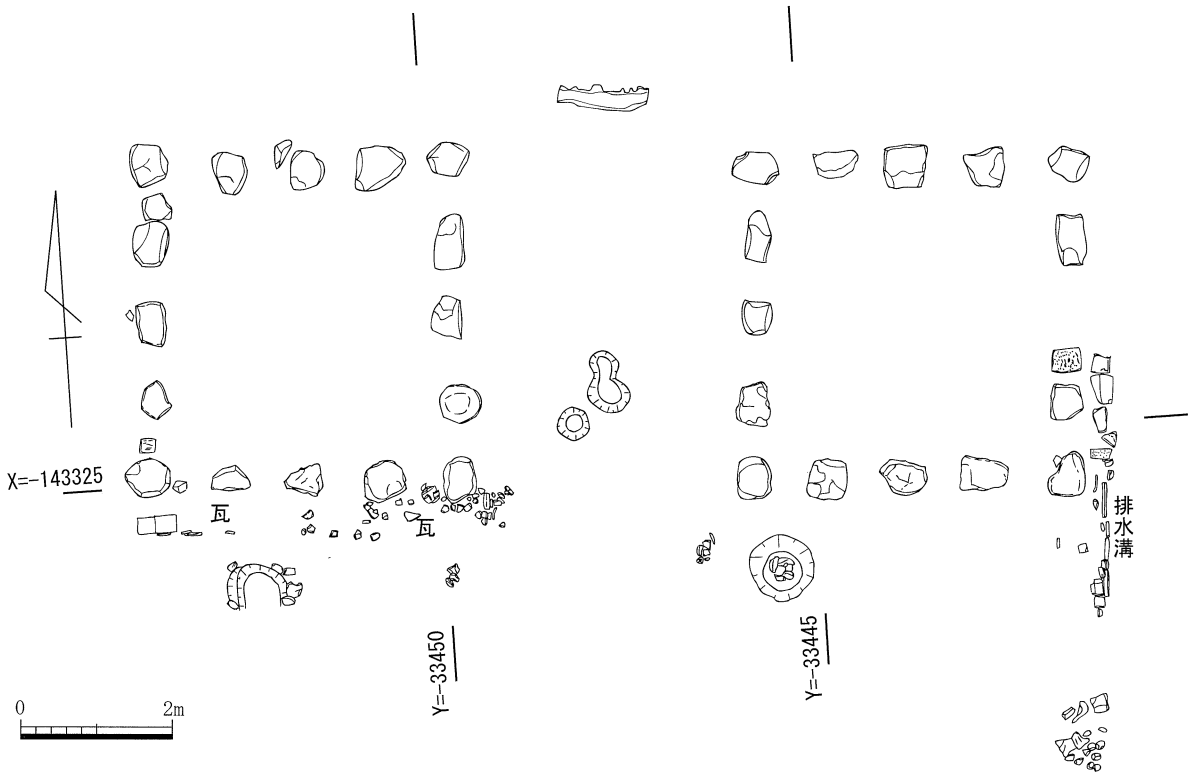

第 9 図　裏長屋門礎石検出状況

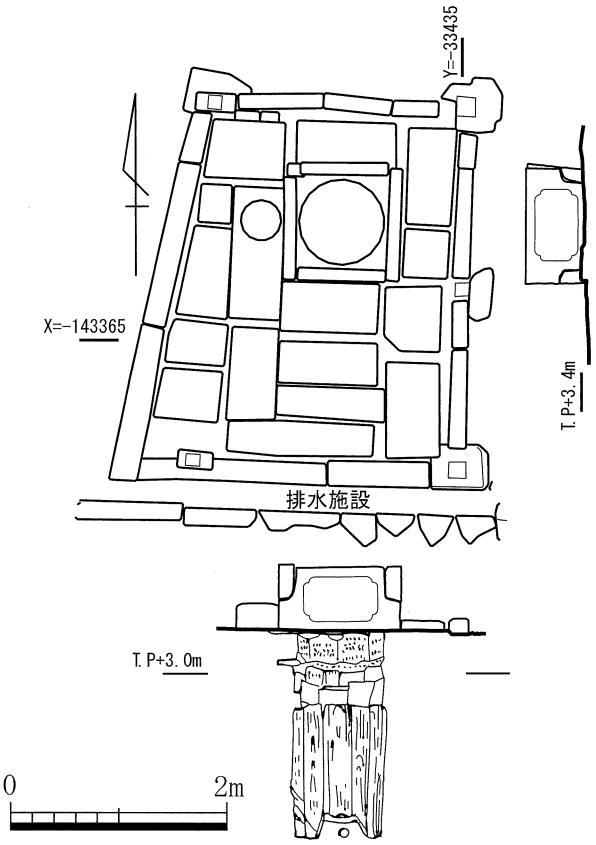

第 10 図　井戸①平面図・立面図

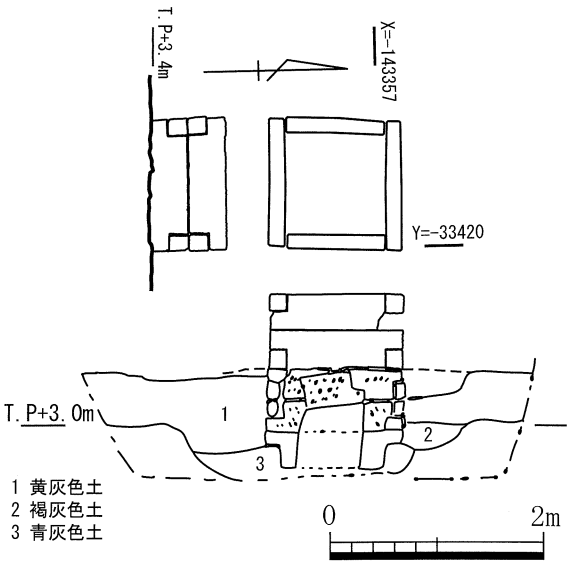

第 11 図　井戸②平面図・立面図

礫が敷かれ、礫下は三和土で床面を造作しており、水を流す構造となっていた。座敷棟屋根からの雨水等を池へ排水する機能を兼ね備えていたものと推定される。

塀①　C・P区

座敷棟玄関から南の表長屋門に向かって設けられていた塀で、玄関から約13.5ｍで直角に折れ東へ向い、約4.8ｍで再び南へ折れて井戸①からの排水溝と合流し、表長屋門北東角へ続いていた。間知石の平坦面を西に向け1段並べ、その上に布基礎石を置く構造（**図版七－6**）となっていた。前庭と庭園を隔する塀であり、解体前は土塀が建っていた。

塀②　I・N区

座敷棟の北東に設けられていた流れ蹲から北側石垣まで続いていた。解体時には既に塀は無く、基礎のみが残っていた。基礎の構造は塀①と同様で、後庭と庭園を隔する塀である。

6．通路

東側通路　D区

表長屋門から主屋建物へ向かう2つの通路のうち東側の通路で、主屋棟南側の玄関に接続しており、長さ19ｍ、幅1.5ｍを測った。両側に約0.9～1.3ｍの布石を並べ、その間は土で叩き締められていた。布石は直接地面に据え付けられていたが、間隔を置いて、約10～15㎝の礫が敷かれている（**図版七－7**）ことを確認した。据え付け時に水平と高さを調整するため敷かれたものと推定される。『大正7年写し絵図』に描かれていた通路である。

西側通路　E区

表長屋門から主屋建物へ向かう西側の通路で、主屋棟の土間入口に接続しており、長さ22.5ｍ、幅90㎝を測った。両側に約約0.9～1.3ｍの布石を並べ、その間は厚さ1㎝程度のモルタルで固められていた。東側通路と同様、布石下には敷石は無く、地面に直接据える構造で、やはり約10～15㎝の礫が敷かれていた（**図版七－8**）。この通路は『大正7年写し絵図』には描かれておらず、後に設置されたものと考えられる。

7．外周施設

北側石垣　M区（北側宅地8区画分）

屋敷地の北側周濠に沿って、坐摩神社北西角から土蔵①の背後まで設けられていた石垣（**図版八－1**）である。屋敷地側にのみ20～60㎝大の石を3～5段積み上げてあり、高さは基底部から約1ｍを測った。上部は幅約0.8～1ｍで平坦となっており、北側周濠側は石を積まず法面となっていた。上部の平坦面には長さ約1.8ｍの布基礎石が置かれてあったので、ここにもかつて塀が存在していたものと推定されるが、解体前はこの布基礎石を利用して、トタン塀が設置されていた。土蔵①背後の、石垣西端部で排水用の土管が石垣の下を通っていることが確認（**図版八－2・3**）され、この土管は主屋建物の北側にあった風呂場から続く排水溝に接続しており、排水を北側周濠へ流すようにしていたものと考えられる。

北側周濠　M区（第12図）

周濠の遺存状況と護岸のため施設があるかどうかを確認するため掘削したところ、周濠の屋敷側に杭と横板による護岸施設（**図版八－4・5**）が設けられていることが確認された。池からの排水用の木樋の続きも検出され（**図版八－8**）、池の水を周濠へ排水していたことが確認された。また、

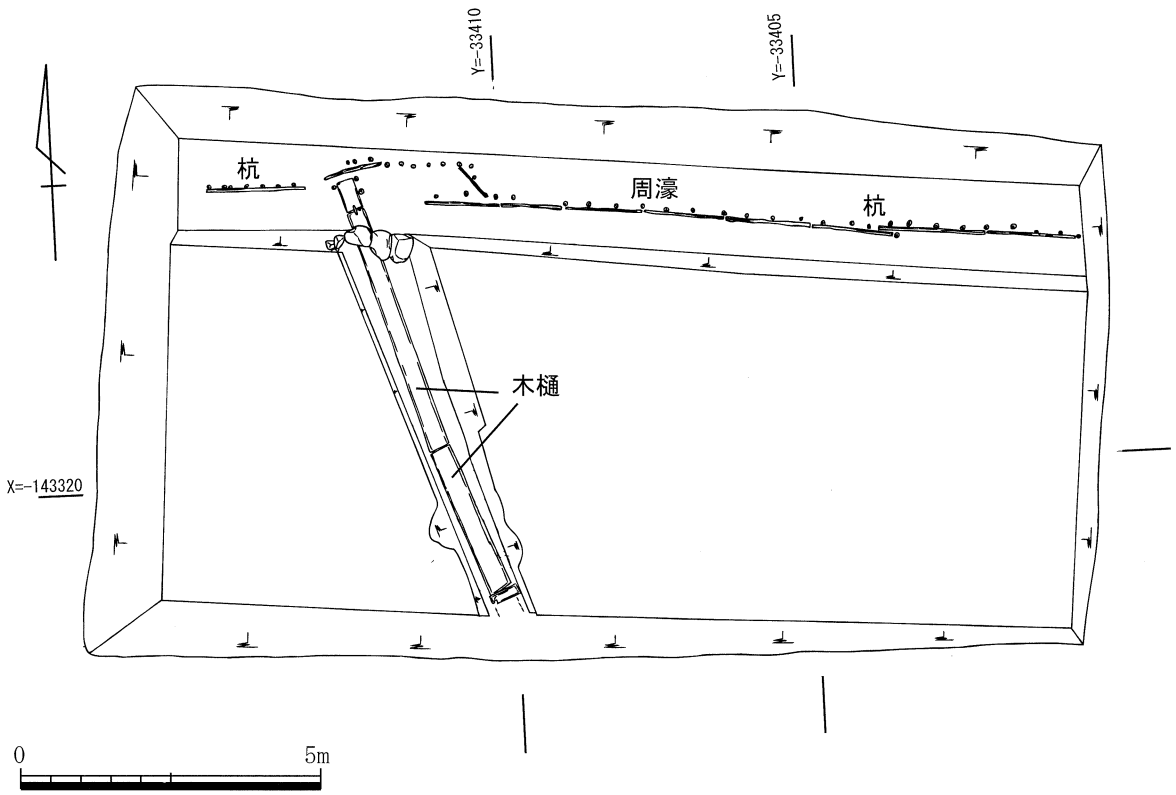

第 12 図　北側周濠・木樋平面図

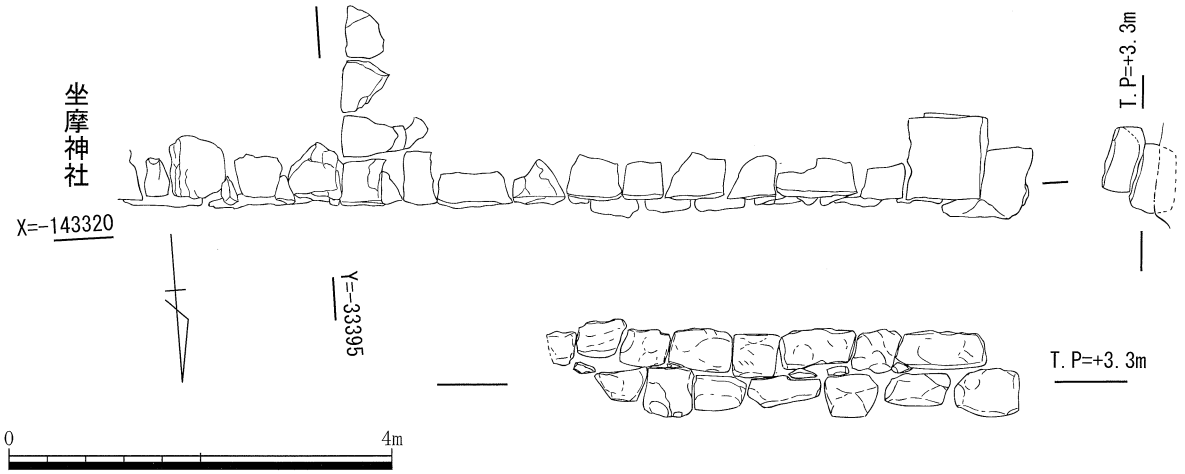

第 13 図　坐摩神社西側石積み平面図・立面図

裏長屋門北側では石積みによる護岸施設を確認している。

南側塀基礎　K区（図版九－1・2）

表長屋門から西へ続く塀の基礎で、隣地のブロック塀と重なるまでの約 13 mを検出した。幅約 55cm を測る。間知石 2 段を積み、その上に平石が積まれてあった。

西側塀基礎　Q区（図版九－3～5）

船着場から土蔵④の背後を通り銭屋川に沿って南へ続く塀基礎で、平成 20 年度確認調査時では、約 16 mを検出していたが、今回の調査ではその続きを検出することができ、屋敷地南西隅まで

遺存していることが確認された。間知石は１段のみ残っていた。

８．その他

坐摩神社西側石積み　Ｊ区（第 13 図）

神社のブロック塀下から北側石垣と並行して続き、約 6.3 m検出しており、ブロック塀から西へ約 2.4 mで１段下がっている（**図版九－ 7**）。西端では直角に折れ（**図版九－ 8**）南へ続いていたようであるが、石は確認されなかった。一方、神社側はブロック塀の下を通り、神社敷地へ続くことを確認している。検出された位置から考えると、坐摩神社が地元の氏神として開放される前の、まだ屋敷神として祀られていた頃のものではないかと考えている。

第２節　遺物（第 14 ～ 16 図・第２表）

遺物は主に近世後半から近代の陶器、磁器、瓦等が出土している他、池から出土した木樋や木枠②の木製品がある。主要なものについて図化を行った。

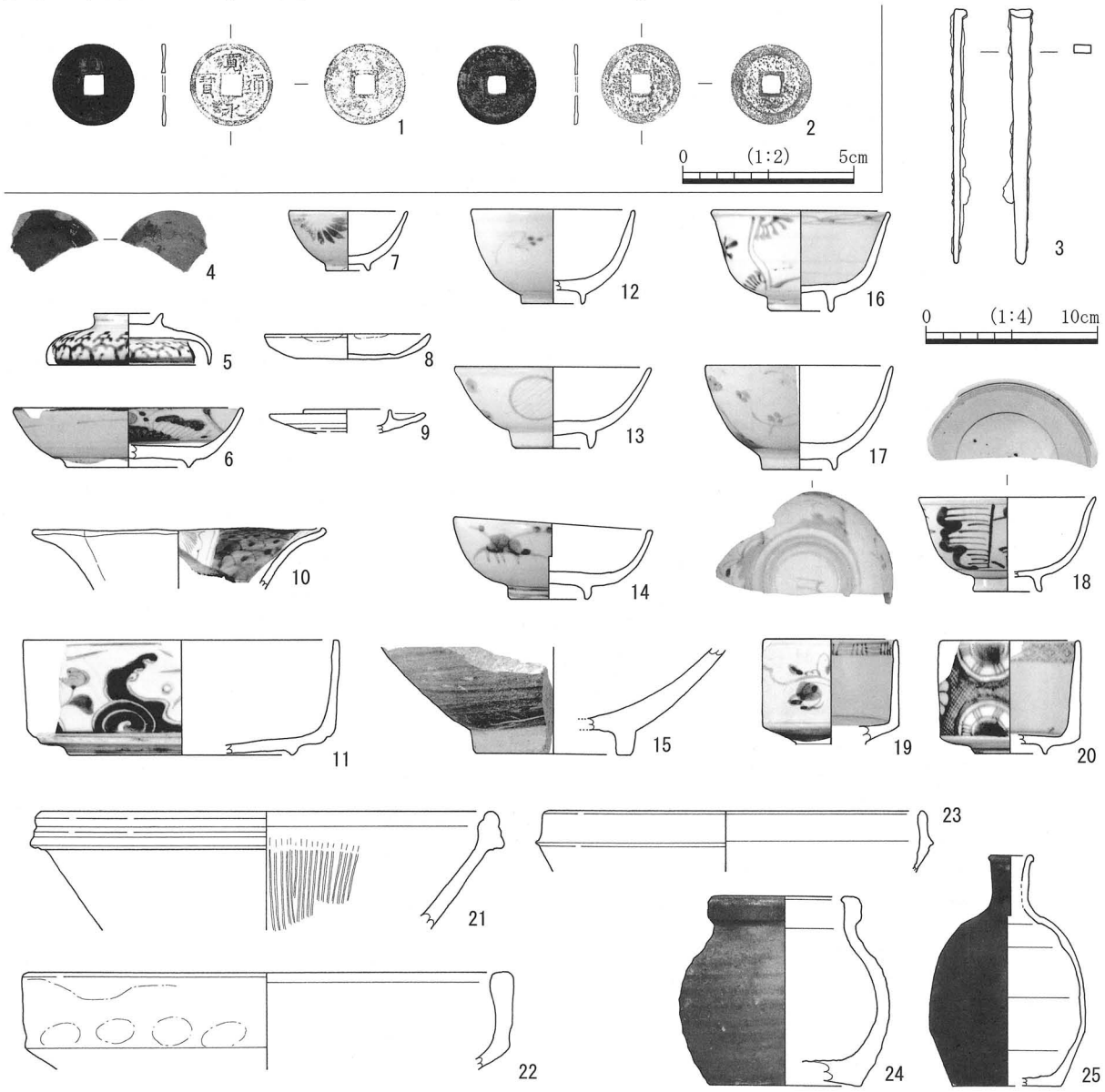

第 14 図　出土遺物（1）

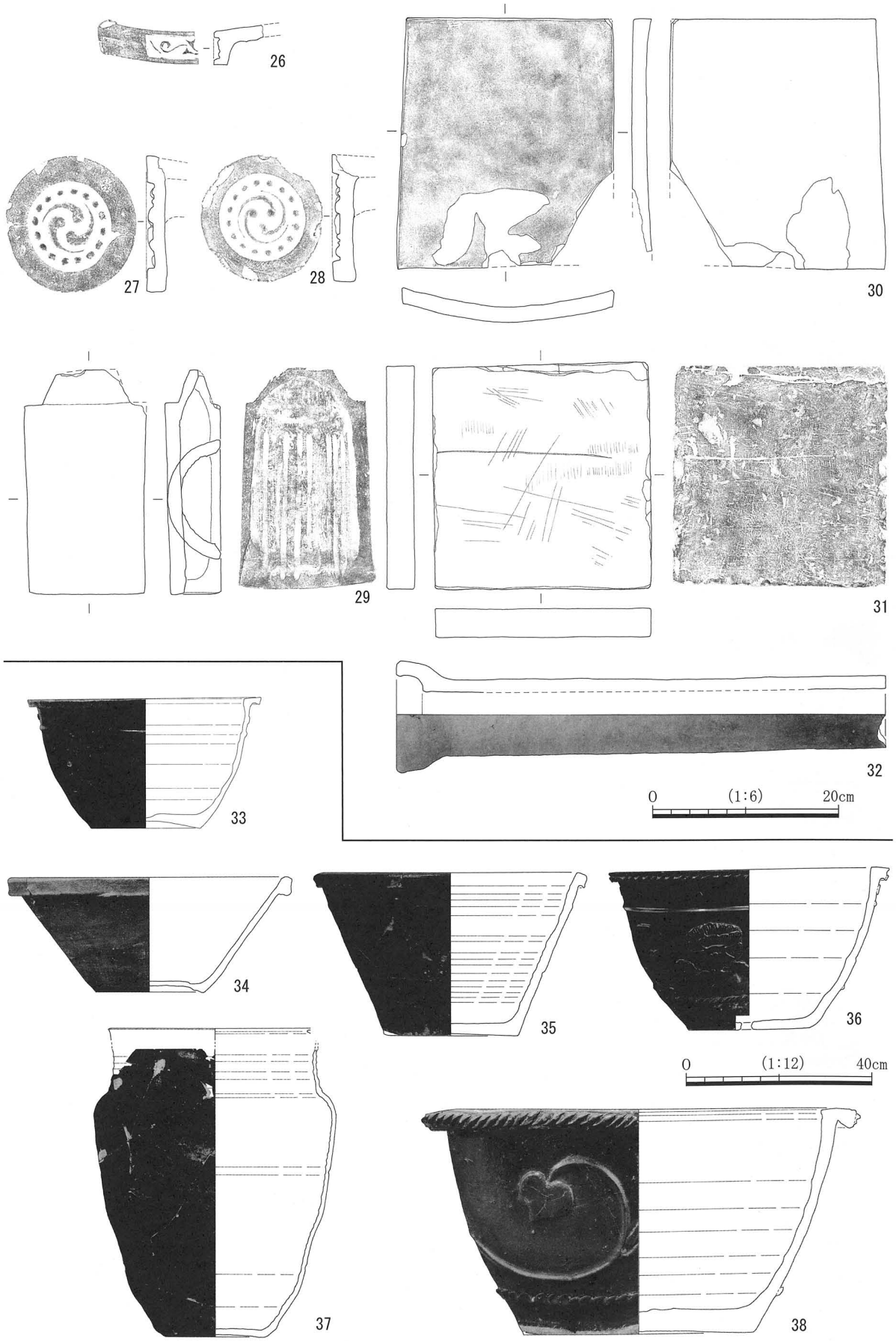

第15図　出土遺物（2）

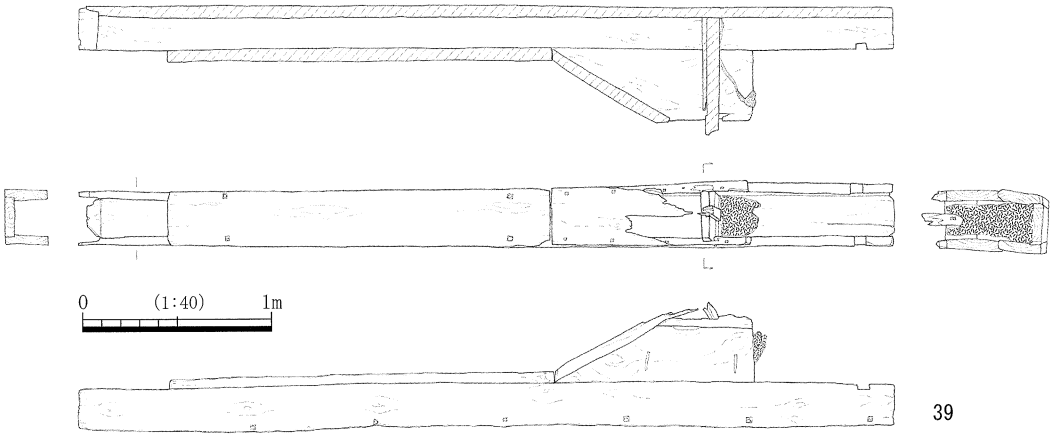

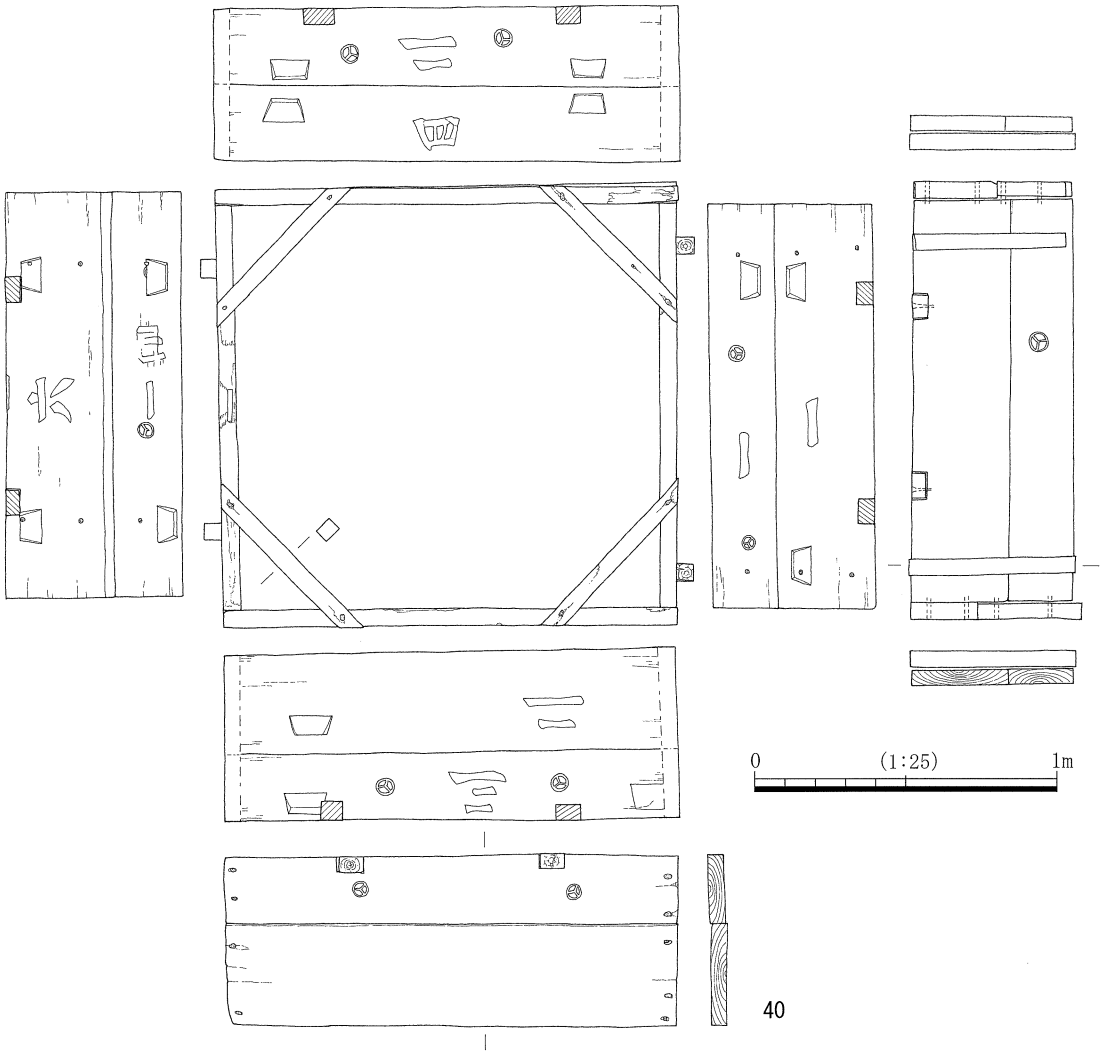

第16図　出土遺物（3）

第5章　まとめ

今回の調査では各建物を含む地下構造を明らかにすることができ、以下のことを確認することができた。

主屋建物

・礎石の抜き取り痕、竈の位置の変遷等から、江戸時代から明治・大正・昭和にかけて複数回の建て替え、改修工事がされている。

・主屋建物が建つ地盤は意図的に小石の混じる土を入れ地固めをしており、周囲よりも10cmほど高くしてあった。

・給水のための鉛管を敷設する等、近代以降の改修が随所にある。

・土蔵①との間の主屋棟北部は、近代以降の改修が著しかったが、古い時期の排水溝を検出している。

土蔵①

・享保10年（1725年）に建てられた土蔵の基礎と推定される石列が検出されている。会所創建時の遺構として考えることができる。

土蔵④

・間知石2段、布基礎石1段は他の蔵の基礎と比べると単純な構造で、建造時期は新しいものと

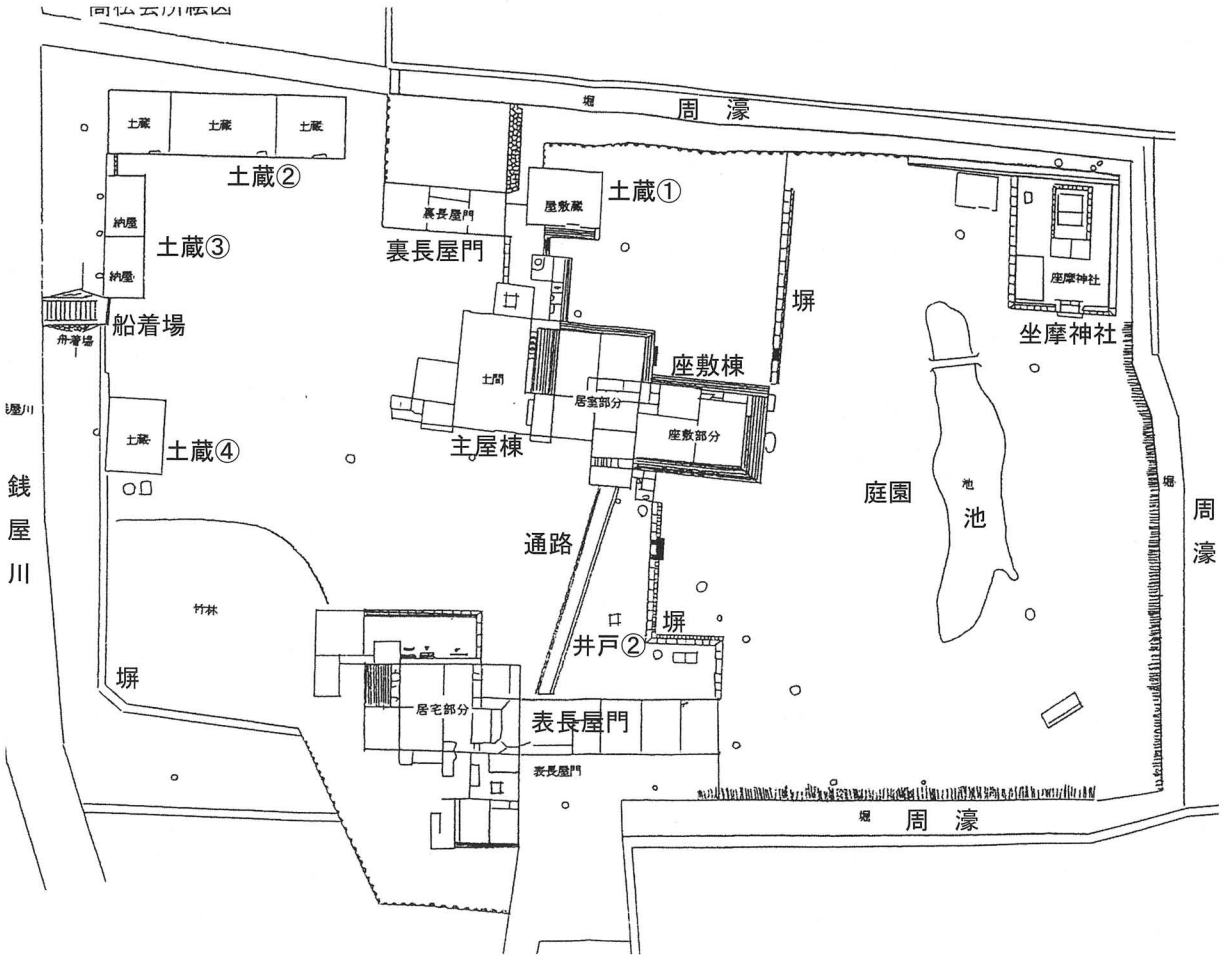

第17図　大正7年写し絵図
（「旧平野屋新田会所屋敷と建物」2002大東市教育委員会に加筆）

考えられる。

庭園

・池は大きな改修を受けた形跡はなく、位置についても造られた当時を保っていると考えられる。

・池の水は鍋田川の水を南部から取り入れ、北部の木樋で北側　周濠へ排水していたと考えられる。

・庭園の造作は、坐摩神社境内地が地元に開放されてから、築山を構築されたものと考えられるが、その時期は近代に入ってからの農地解放によるものなのか、それ以前なのか現段階では不明である。

外周施設

・今回の調査で、船着場から表長屋門までの敷地の南西部は塀が廻らされていたことが確認された。『大正７年写し絵図』（**第 17 図**）とその内容が一致している。

・北側周濠は、杭と横板による護岸施設を設けていることが確認された。

以上、今回の調査結果から、各建物の基礎を含めて、明治以降にかなり改修されていることが判明した。それでも一部には古い時期の礎石が残り、創建当時の建物を生かしつつ改修されてきたことが窺えるが、残念ながら時期を明らかにできる遺物がほとんどないため、正確な時期については不明である。考古学的調査では限界があり、今後は市教育委が所有する『平野屋新田会所文書』の精査や、高松家に残る史料の調査を行い、近世後半から近代の、改築や修復に関する記録を探すことが必要であると考えている。

註

（註 1）昭和 51 年に国史跡、本屋、屋敷蔵等の建物は昭和 55 年に国の重要文化財に指定されている。

（註 2）大東市埋蔵文化財調査報告第 30 集『平野屋新田会所跡　確認調査概要報告書　』2010 大東市教育委員会

（註 3）河内平野の変遷についての研究は、市原実・梶山彦太郎氏らの大阪平野の変遷の研究に詳しい。梶山彦太郎・市原実『大阪平野のおいたち』1986 青木書店

（註 4）清少納言『枕草子』の中に記述がある。

（註 5）『藤原康高譲状案』河内水走家文書・鎌倉遺文十ノ七四四五

（註 6）当地を訪れた貝原益軒はその著『南遊記』のなかで、この池について触れており、その大きさを「南北二里、東西一里」と記している。

（註 7）大和川付け替えまで流れていた玉串川、久宝寺川、平野川等の前身である諸河川。

（註 8）池跡・川跡に 34 箇所の新田か誕生している。

（註 9）深野池ではこの開発に先立つ宝永元年（1704）、南北に長い深野池の北と南部分が河内屋源七により開発され、河内屋北新田・河内屋南新田が誕生している。

（註 10）平野屋又右衛門は十人両替の一人であった。

（註 11）大阪市の「加賀屋新田会所跡」や、八尾市の「安中新田会所跡旧植田家住宅」。

（註 12）助松屋忠兵衛も十人両替の１人。

（註 13）大坂堂島船大工町天王寺屋源助。

（註 14）白粉製造業を家業とする豪商、両替商も営んでいた。銭屋長左衛門は柏村新田（八尾市）とその会所も所有していた記録がある。

（註 15）大東市史編纂史料目録第２集『平野屋会所文書目録』2005 大東市教育委員会

平野屋会所において継承されていた古文書群で、何らかの理由で流出したものを平成12年に大東市が取得している。近世から近現代に至る古文書・古記録・書類等から成り、文書中最も古いものは宝永五年(1708)から記された河内屋南新田年貢の『御定之写』である。

(註16) 大阪市内（中央区九太郎町4丁目）にある坐摩（いかすり）神社から分祀された。

(註17) 大東市文化財調査報告『旧平野屋新田会所屋敷と建物』2002大東市教育委員会

(註18) 明治廿五壬辰年　　地主　高松長左衛門
上棟　　大阪新田方兼
拾弐月廿五日　　営繕掛　　高橋木兵衛
当新田住
仝　補助　　垣部房五郎
諸福村
大工棟梁　　木中久吉

(註19) 享保拾年巳三月朔日　　出入方手伝人足
畏て建之　　喜八内兵
地主　　藤吉郎太平
上棟　　高松長左衛門　　メ四人
他二多数人足
来ル事
当新田住支配人
植村　房五郎
支配人伜　吉太郎
明治弐拾六年　　大工長男
癸巳弐月廿五月（日？）修繕ス　諸福村大工棟梁　木中庄太郎
木中　久吉
松本　仙助
辻本　豊吉

(註20) 建物配置や庭園の形態は解体直前と大きく変化していないが、坐摩神社とその境内は屋敷地から分離していない状態で描かれている。現在、この写し絵図については、所在が不明であるとのことである。

(註21) 鴻池新田会所跡の池は、元は楕円形であったが、昭和に入ってから瓢箪形に改修されているとのことである。

第２表　遺物観察表

番号	出土地点	種類	器種	計測値（cm）	形態	技法	胎土	色調	残存率・備考
1	池南部	貨幣	寛永通宝（新寛永）	長さ：2.55cm 厚さ：0.1cm	表面には「寛永通宝」の文字が見え、裏面には「文」の文字を施す。				完形。重量 3.0 g
2	井戸①敷石下	貨幣	寛永通宝（新寛永）	長さ：2.45cm 厚さ 0.1cm	表面には「寛永通宝」の文字が明確に見える。裏に文字記載等なし。				完形。重量 2.55 g
3	土蔵①基礎石内部	金属製品	鉄釘	長さ：14.8cm 厚さ：0.5cm 幅：0.4cm ～ 1.1cm	断面長方形の鉄釘				完形。重量 38.13 g
4	西側塀基礎排水施設	土師質土器	柿渋皿（灯明皿）	口径：(6.0) cm 器高：0.9cm	焼き締めされた土師質土器の皿で、内面には柿渋釉が施される。	外面はヨコナデを施し、底部は糸切痕を残す。内面はヨコナデ及びナデの後は釉を施す。	ほぼ密	内：7.5YR6/8 橙色 外：7.5YR7/4 にぶい橙色	25%
5	池南部	国産磁器	蓋	口径：(9.4)cm 底径：(6.0)cm 器高：3.0 cm	肥前系磁器。内外面に輪宝文を施し、見込みに五弁花を施す。		密	内外面に施釉	底部 80% 残存。時期は 18 世紀後半から末の所産。
6	池南部	国産磁器	皿	口径：(13.2)cm 底径：(7.2)cm 器高：3.5 cm	肥前系磁器。くらわんか 4 寸皿。見込みにコンニャク印判による五弁花、高台内に渦福を施す。		密	内外面に施釉	残存率は 45%。時期は 18 世紀後半から末の所産。
7	裏長屋門北側周濠	国産磁器	小碗	口径：(6.8)cm 底径：2.5cm 器高：3.45cm	外面内面ともに施釉。外面に赤色上絵付（半菊唐草文）を施す。高台端部は露胎。		密	内：N8/1 灰白色 外：N8/1 灰白色	口縁部 25% から高台部完存。
8	土蔵①基礎石内部	土師質土器	灯明皿	口径：(9.6) cm 器高：1.5 cm	外面口縁部に煤付着。灯明皿として使用。	外面・内面共に体部はナデ。口縁部はヨコナデを施す。	密。微粒の雲母、クサリ礫を含む。	内：10YR8/3 浅黄橙色 外：10YR8/2 灰白色	残存率 30%。
9	土蔵①基礎石内部	国産陶器	灯明皿	口径：(9.0)cm 器高：1.4 cm	外面内面共に施釉するが、皿受部分端部は露胎。底部は無釉。外面には煤付着。	外面底部は回転ヘラケズリ後ユビナデを施す。	密	内：7.5GY8/1 明緑灰色 外：2.5GY8/1 灰白色	口縁部細片。
10	北側周濠	国産磁器	鉢	口径：8.5 cm 器高：3.5 cm	瀬戸・美濃系磁器。一辺 6.5 cmの八角形を呈し、外面内面ともに施釉。内面青海波文・蝶文を施す。		密	内：N8/0 灰色 外：N8/0 灰色	口縁部 20% 残存。
11	裏長屋門北側周濠	国産磁器	段重	口径：(18.4) cm 底径：(13.0) cm 器高：6.7 cm	肥前系磁器。外面内面ともに施釉し、高台端部は露胎。	口縁端部に面取りを施す。	密	内：N8/0 灰色 外：N8/0 灰色	口縁部 12.5% から底部 25% 残存。18 世紀後半頃の所産。
12	北側周濠	国産磁器	碗	口径：(9.4)cm 底径：(3.6)cm 器高：5.5 cm	肥前系磁器碗。全体的に施釉するが、高台端部のみ露胎。外面は梅文を施す。		密	内：7.5GY8/1 明緑灰色 外：7.5GY8/1 明緑灰色	口縁部 25% から底部 45% 残存。18 世紀後半から末頃の所産。
13	北側周濠	国産磁器	碗	口径：11.4cm 底径：4.4cm 器高：4.75cm	肥前系磁器碗。外面内面ともに施釉。外面に丸文を施す。内面見込み部に蛇ノ目釉剥ぎ。		密	内：N8/1 灰白色 外：N8/1 灰白色	底部完形。18 世紀後半から末頃の所産。
14	北側石垣	国産磁器	碗	口径：11.4 cm 底径：4.9 cm 器高：4.45 cm	肥前系磁器。外面内面ともに施釉し、高台端部は露胎。外面は折れ枝梅文、内面は見込み部に蛇ノ目釉剥ぎを行う。		密	内：N8/1 灰白色 外：N8/1 灰白色	口縁部 80%から底部完存。18 世紀後半から末頃の所産。
15	裏長屋門北側周濠	国産陶器	鉢	底径：(9.0) cm 器高：(6.3) cm	唐津焼。内面に施釉。茶色釉後白化粧を行う。	外面体部から底部・高台部にケズリを施す。	密。径 1 mm以下の黒色砂粒を含む。	内：10YR5/3 にぶい黄褐色 外：10YR7/4 にぶい黄橙色	底部 15%残存。
16	裏長屋門北側周濠	国産磁器	碗	口径：(10.2) cm 底径：(3.5) cm 器高：5.9 cm	肥前系磁器碗。口端部が外反する端反碗。外面内面ともに施釉。見込み部に五弁花？を施す。		密	内：N8/0 灰色外：N8/0 灰色	口縁部 25% から底部 50% 残存。19 世紀から後半頃の所産。
17	土蔵①内部基礎石下	国産磁器	碗	口径：(10.8)cm 底径：4.3cm 器高：6.1cm	肥前系磁器碗。外面・内面ともに施釉。外面に折れ枝梅文と草木文を施す。高台部に M 字の銘あり。高台端部は露胎。		密	内：N8/1 灰白色 外：N8/1 灰白色	口縁部 25% から底部 50% 残存。18 世紀後半から末頃の所産。
18	池北部木樋	国産磁器	碗	口径：(10.2) cm 底径：(3.8) cm 器高：5.5 cm	瀬戸・美濃系磁器。口縁端部は外反する端反碗である。外面内面ともに施釉し、高台端部は露胎。外面に千鳥・山水文を施す。		密	内：N8/1 灰白色 外：N8/1 灰白色	底部 40%完存。19 世紀末から 20 世紀初頭頃の所産。
19	土蔵①基礎石内部	国産磁器	蕎麦猪口	口径：7.6cm 器高：(6.1)cm	肥前系磁器。筒形碗で外面内面共に施釉。外面には葡萄文、内面口縁部には四方襷文を施す。		密	内：N8/0 灰色 外：N8/0 灰色	口縁部 20% 残存。高台部欠損。18 世紀後半から末頃の所産。
20	土蔵①基礎石内部	国産磁器	蕎麦猪口	口径：(7.8)cm 底径：(4.2)cm 器高：6.6 cm	肥前系磁器筒形碗。外面内面共に施釉高台端部は露胎。外面は斜め格子文、菊文、丸文。内面は口縁部に四方襷文を施す。		密	内：10GY8/1 明緑灰色 外：10GY8/1 明緑灰色	底部 40%残存。18 世紀後半から末頃の所産。

番号	出土地点	種類	器種	計測値（cm）	形態	技法	胎土	色調	残存率・備考
21	土蔵④	国産陶器	擂鉢	口径：(26.4)cm 器高：6.9cm	外面は口縁部に２条の沈線を施した顎部を施し、内面は擂り目を施す。	調整はヨコナデ、体部はケズリを施す。内面は擂り目を施す。(1㎝あたり4本)	密。径5㎜以下の長石含む。。	内：10R5/4 赤褐色 外：10R4/3 赤褐色	口縁部細片。
22	土蔵①基礎石裏側	土師質土器	炮烙	口径：(28.0)cm 器高：(5.7)cm	口縁部から体部の一部が残存している。外面は全体的に煤が付着し、内面は口端部を除き煤が付着している。	外面内面共にヨコナデを施した後、外面口縁部はユビオサエを施し、体部はケズリを施す。	密。径1㎜以下のクサリ礫・雲母・長石を含む。	内：5YR7/6 橙色 外：5YR5/6 明赤褐色	口縁部細片。
23	土蔵①基礎石内部	土師質土器	鍋	口径：(23.0)cm 器高：(3.5) cm	外面全体的に煤が付着している。	外面内面共にヨコナデを施し、体部はナデを施す。	密。径1㎜以下の長石を含む。	内：7.5YR7/3 にぶい橙色 外：7.5YR7/3 にぶい橙色	口縁部細片。
24	池南部	国産陶器	甕	口径：(7.2)cm 底径 (8.8)cm 器高：11.1 cm	全体的に鉄分の沈着しおり、底部は糸切痕を施す。	内外面ともにロクロナデを施す。	密。径2㎜以下の長石含む。	内：10R4/2 灰赤色 外：10R3/2 暗赤褐色	底部25%残存。油甕として使用されたものか？
25	南側塀基礎	国産陶器	徳利	口径：2.2cm 底径：(6.4)cm 器高：13.5 cm	口縁部は完存し、外面は鉄釉を施す。	内面にロクロナデを施す。	密。径1㎜以下の長石を含む。	内：5YR5/3 にぶい赤褐色 外：10R4/1 明赤褐色	残存率60%。
26	土蔵④基礎石内部	瓦類	軒平瓦	長さ：(5.5) cm 幅：(10.6) cm 厚さ：1.5 cm	均等唐草文軒平瓦。内区に唐草文を施す。	外面にナデを施し、内面にはヨコナデを施す。	やや粗	内：N4/0 灰色 外：N4/0 灰色	瓦当30%
27	裏長屋門瓦群	瓦類	軒丸瓦	直径：14.5cm 厚さ：2.1cm	巴文軒丸瓦。内区に3ヵ所に巴文を施し、周囲に連珠を16ヵ所施す。	外面はナデを施し、端部にはヘラケズリを施す。	やや粗	内：N4/0 灰色 外：N4/0 灰色	瓦当部ほぼ完形
28	土蔵①基礎石内部	瓦類	軒丸瓦	直径：13.5 cm 厚さ：2.5 cm	巴文軒丸瓦。内区に3ヵ所に巴文を施し、周囲に連珠を16ヵ所施す。	瓦当部分には外面・内面共にナデを施す。接合部部にはヨコナデを施す。	やや粗	N5/0 灰色	瓦当部ほぼ完形
29	主屋棟玄関瓦列	瓦類	丸瓦	長さ：23.6cm 幅：13.25cm 厚さ：1.6cm		凸面はナデ後ミガキを施し、凹面はヘラ状工具によるナデを施す。	径1㎜位の長石・雲母を含む。	N4/0 灰色	ほぼ完存
30	座敷棟北側瓦列	瓦類	平瓦	長さ：26.5 cm 幅：23.5 cm 厚さ：1.6cm		外面・内面共にナデを施し、端部には面取りを施す。	やや粗。径2㎜以下の石英・長石・雲母含む。	N4/0 灰色	85%残存
31	裏長屋門瓦群	瓦類	塼	直径：23.8cm 厚さ：3cm	ほぼ正方形の形態を呈した塼。	外面・内面共に型外しの布目痕が見え、後ヘラケズリを施す。	やや粗	内：2.5Y5/1 黄灰色 外：2.5Y5/1 黄灰色	ほぼ完形
32	土蔵①排水管①	国産陶器	土管	口径：9.3cm 長さ：51.5cm 器高：1.4cm	口縁部に受口部を持つつなぎ目を持った形態を呈す。	外面内面共にナデを施し、外面に鉄釉を施す。	やや粗	内：10R6/8 赤橙色 外：2.5Y5/6 明赤褐色	ほぼ完形
33	主屋棟北側	国産陶器	鉢	口径：50.6cm 底径：23.8cm 器高：27.5cm	外面口縁部から体部にかけて円形浮文や突帯文を施す。	外面・内面共に回転ナデ、底部にはケズリを施す。	密。径1㎜から2㎜の長石含む。	内：5YR4/1 黒褐色 外：2.55YR4/2 灰赤色	完存。埋め鉢②
34	主屋棟玄関	国産陶器	捏鉢	口径：43.6 cm 底径：16.7 cm 器高：17.4 cm	備前焼の捏鉢。	外面内面ともに回転ナデを施す。	密。径1㎜の長石を含む。	内：7.5R4/2 灰赤色 外：7.5R4/2 灰赤色	ほぼ完存。
35	西側通路	国産陶器	鉢	口径：55.4cm 底径：29.1cm 器高：34.2cm	外面内面共に鉄釉。内面に付着物あり。	外面・内面ともに回転ナデを施し、底部はケズリを施す。	密。径1㎜以下の長石を含む。	内：5YR3/3 暗赤褐色 外：2.5YR3/4 暗赤褐色	残存率60%。
36	主屋棟北側	国産陶器	植木鉢	口径：60.8cm 底径：26.6cm 器高：34.4cm	外面・内面ともに鉄釉。口端部には刻目突帯、円形浮文14ヵ所。体部には貼付草花文及び刻目突帯文を施す。底部に穿孔あり。	外面・内面ともに回転ナデ。底部にケズリを施す。	密。径1㎜の長石を含む。	内：2.5YR3/2 暗赤褐色 外：5YR5/6 明赤褐色	完存。埋め鉢①
37	主屋棟北側	国産陶器	甕	口径：(23.0) cm 底径：21.6cm 器高：65.0 cm	外面・内面ともに鉄釉。	外面・内面ともに回転ナデ。底部はナデを施す。	密。径5㎜以下の長石含む。	内：5YR4/3 にぶい赤褐色 外：5YR4/4 にぶい赤褐色	残存率70%（口縁部欠）。
38	主屋棟玄関	国産陶器	鉢	口径：39.4 cm 底径：25.0 cm 器高：23.8 cm	外面口端部は外反する形状を呈し、刻目突帯文、体部には貼り付け草花文、体部下部には刻目突帯文を施す。	外面及び内面は回転ヘラケズリを施す。	密。径1㎜～2㎜の長石を含む。	内：7.5YR3/3 暗褐色 外：7.5YR3/3 暗褐色	完存。
39	池北部	木製品	木樋	長さ：430cm 幅：42cm 高さ：(64)cm	池樋。取水口にはゴミが侵入しないように金属製の網が貼られ、釘には木栓が施されている。				本体ほぼ完存。
40	池北部	木製品	木枠	長さ：145cm×137m 高さ：55cm 厚さ：5cm	樋門の落とし板の転用材。一から六までの刻印と持ち上げる際の把手部分が刻まれている。				ほぼ完存。木枠②

1. N区座敷棟北側礎石（南東より）

2. N区座敷棟北側礎石（南より）

3. N区座敷棟礎石 A045（西より）

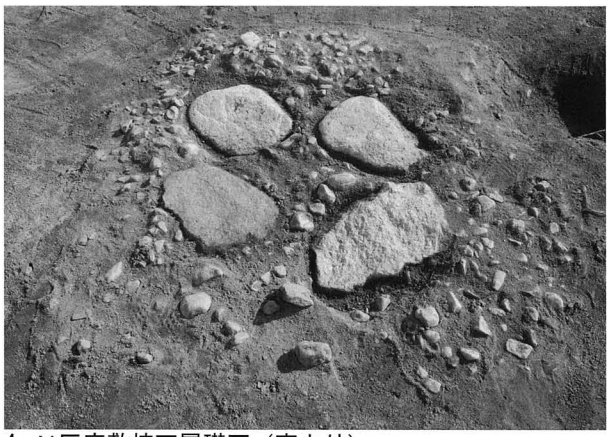
4. N区座敷棟下層礎石（東より）

5. N区座敷棟下層礎石断面（北より）

6. N区座敷棟玄関部分（西より）

7. N区座敷棟南側下層礎石（東より）

8. N区主屋棟玄関部分（南より）

図版二　主屋建物（2）

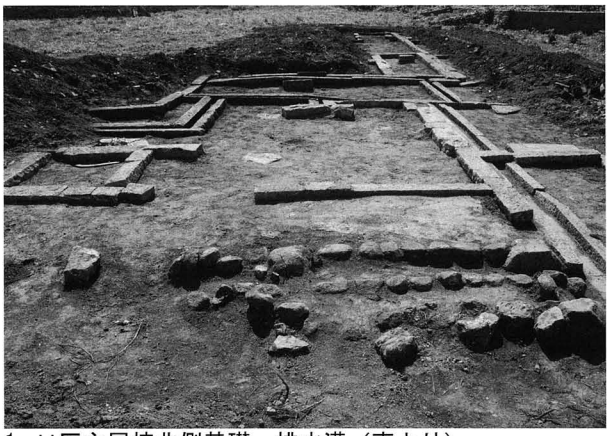
1. H区主屋棟北側基礎・排水溝（東より）

2. H区主屋棟北側埋め鉢①（東より）

3. H区主屋棟北側埋め鉢①（右）・埋め鉢②（左）（南西より）

4. N区主屋棟礎石（西より）

5. N区主屋棟土間瓦列と鉛管（北より）

6. N区主屋棟土間竈①（東より）

7. N区主屋棟土間竈②（東より）

8. N区主屋棟土間竈②③（北より）

図版三　土蔵①・土蔵④

1. Ｇ区土蔵④基礎（東より）

2. Ｇ区土蔵④北側基礎瓦排水溝（北より）

3. Ｇ区土蔵④基礎内部掘削（南東より）

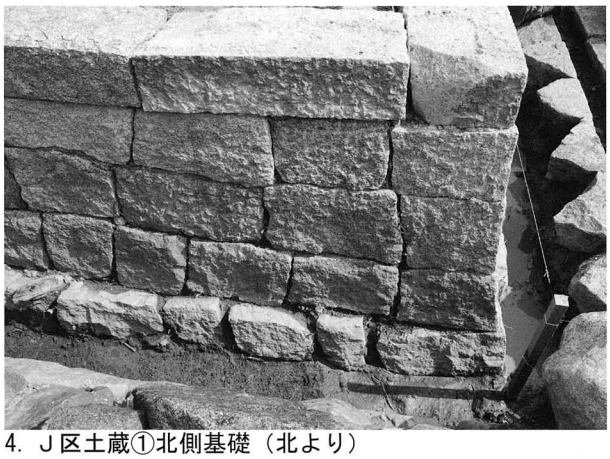
4. Ｊ区土蔵①北側基礎（北より）

5. Ｊ区土蔵①２段目基礎（南より）

6. Ｊ区土蔵①最下段基礎と石列（西より）

7. Ｊ区土蔵①内埋土（南より）

8. Ｊ区土蔵①中央東石下礎石（北より）

図版四　表長屋門

1. Ｆ区表長屋門瓦列（東より）

2. Ｆ区表長屋門基礎（南より）

3. Ｆ区表長屋門基礎（東より）

4. Ｆ区表長屋門礎石（東より）

5. Ｆ区表長屋門基礎裏込め石（北より）

6. Ｐ区表長屋門礎石（西より）

7. Ｑ区表長屋門西側部分基礎（西より）

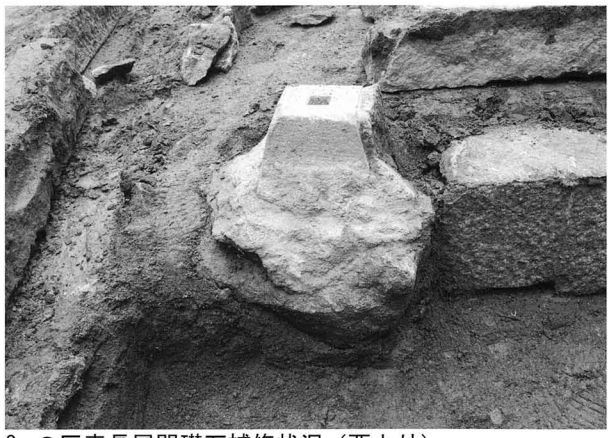
8. Ｑ区表長屋門礎石補修状況（西より）

1. H区裏長屋門基礎・排水溝（北東より）

2. H区裏長屋門礎石（東より）

3. H区裏長屋門礎石・土坑・瓦列（西より）

4. H区主屋棟北側排水溝と裏長屋門礎石（南より）

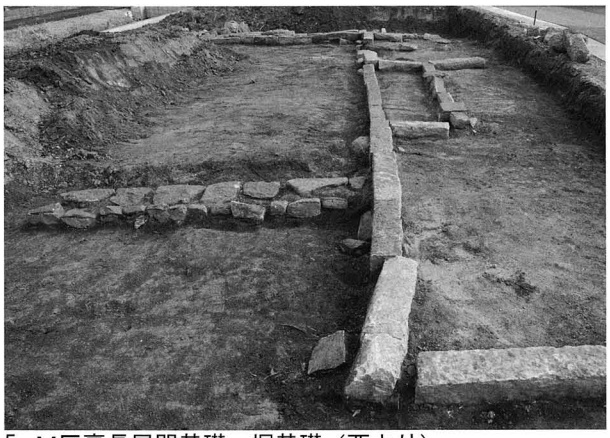
5. M区裏長屋門基礎・塀基礎（西より）

6. M区裏長屋門礎石・塀基礎（西より）

7. M区裏長屋門塀基礎（北より）

8. M区裏長屋門塀基礎（北西より）

図版六　池

1. Ａ区池南部（南より）

2. Ａ区池くびれ部（南東より）

3. Ａ区池南部西岸（東より）

4. Ａ区池南部木枠①（北東より）

5. Ａ区池北部木枠②（南東より）

6. Ａ区池堰（南より）

7. Ａ区池北部木樋・堰（東より）

8. Ａ区池北部木樋排水口（南東より）

図版七　井戸・流れ蹲・塀・通路

1. Ｐ区井戸①（西より）

2. Ｐ区井戸①井筒（南より）

3. Ｐ区井戸①土管（北より）

4. Ｐ区井戸②東面（東より）

5. Ｌ区流れ蹲（北西より）

6. Ｃ区前庭塀基礎（西より）

7. Ｄ区東側通路布石除去（南より）

8. Ｅ区西側通路布石除去（東より）

図版八　北側周濠・北側石垣

1. J区北側石垣・坐間神社西側基礎（西より）

2. M区主屋棟北側排水溝（東より）

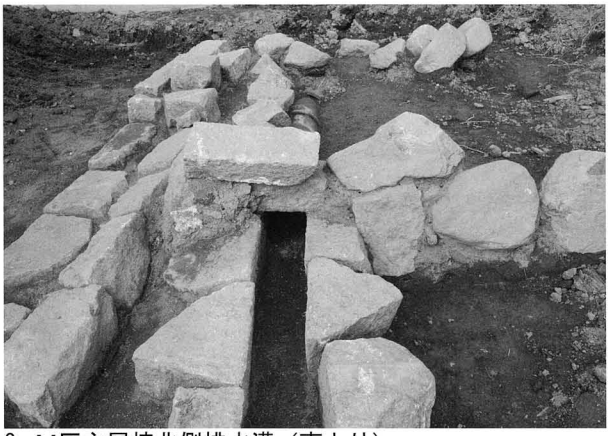
3. M区主屋棟北側排水溝（南より）

4. M区裏長屋門北北側周濠（南東より）

5. M区北側周濠（西より）

6. M区裏長屋門北北側周濠（東より）

7. M区裏長屋門北（東より）

8. M区木樋・北側周濠（北より）

図版九　塀基礎・坐摩神社西側石積み

1. Ｋ区南側塀基礎（南より）

2. Ｋ区南側塀基礎（東より）

3. Ｑ区西側塀基礎（北より）

4. Ｑ区西側塀基礎排水施設（西より）

5. Ｑ区西側塀基礎排水施設（北より）

6. Ｑ区西側塀基礎排水施設（北より）

7. Ｊ区坐間神社西側石積み（北西より）

8. Ｊ区坐間神社西側石積み（北より）

図版十　木枠・木樋

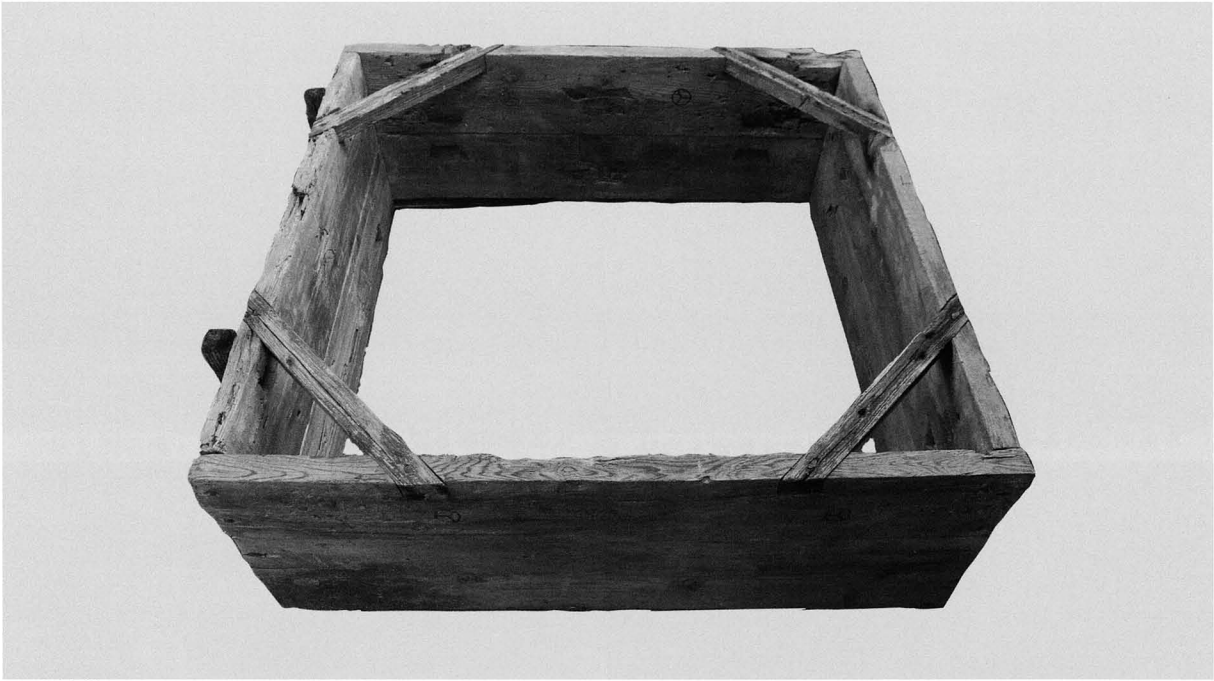

1. 木枠②

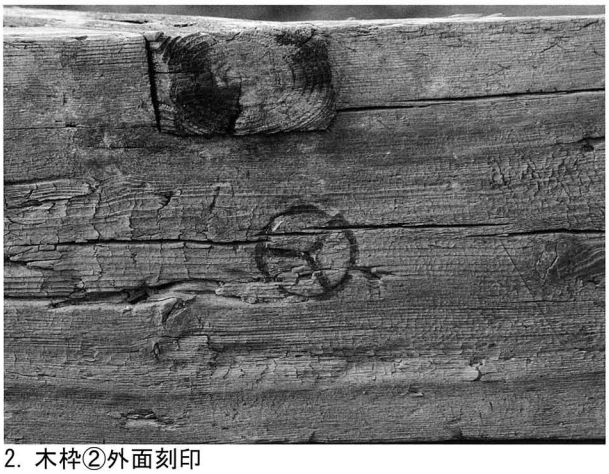

2. 木枠②外面刻印

3, 木枠②内面刻印

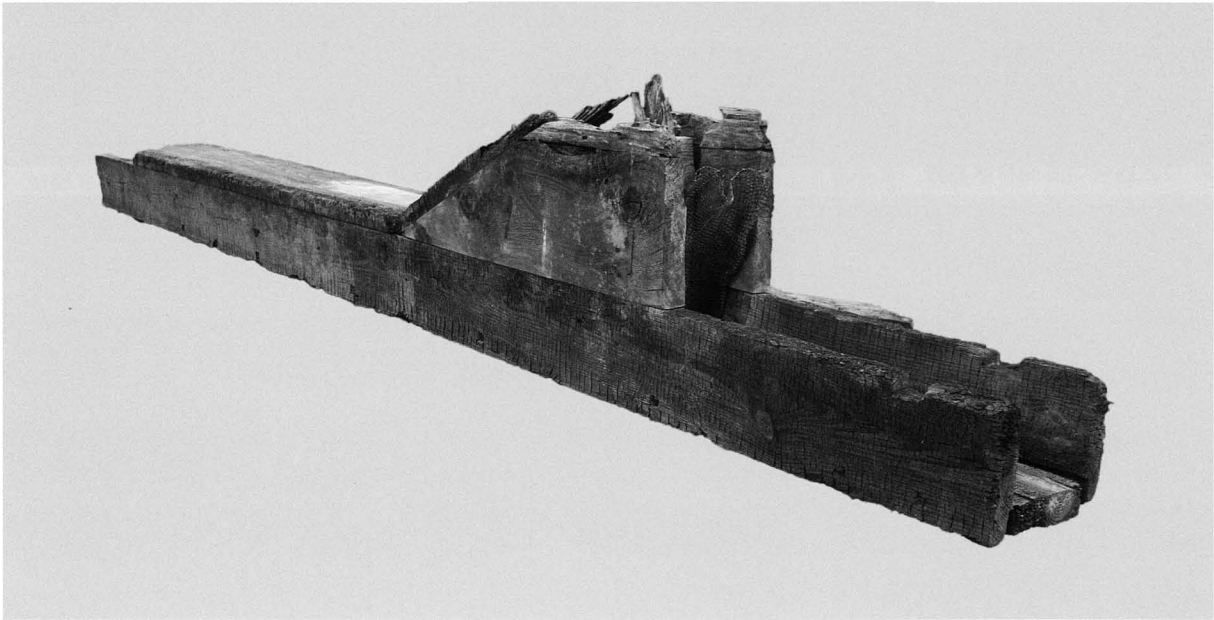

4. 木樋

報告書抄録

ふりがな	ひらのやしんでんかいしょあとはっくつちょうさがいよう
書名	平野屋新田会所跡発掘調査概要
副書名	宅地開発に伴う調査
巻次	
シリーズ名	大東市埋蔵文化財調査報告
シリーズ番号	第33集
編集者名	黒田　淳
編集機関	大東市教育委員会
所在地	〒574-0076　大阪府大東市曙町4-6　　TEL072-870-9105
発行年月日	2012年（平成24年）12月28日

所収遺跡名（ふりがな）	所在地（ふりがな）	コード 市町村	コード 遺跡	北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
平野屋新田会所跡（ひらのやしんでんかいしょあと） ＨＲＮ10－1 ＨＲＮ10－2	大阪府（おおさかふ）大東市（だいとうし）平野屋（ひらのや）1丁目（1ちょうめ）	27218	58	34°42′26″	135°38′6″	2010年5月25日～7月5日 2010年10月7日～2011年2月10日	613㎡ 2970㎡	宅地造成 住宅建設

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
平野屋新田会所跡 ＨＲＮ10－1 ＨＲＮ10－2	会所跡	近世～近代	建物礎石 土蔵基礎 塀 井戸 池 周濠	瓦 染付 陶器 木製品（木樋・樋門板） 石製品（石臼）	各建物は複数回の建て替えが行われ、近代に改修を受けていることを確認・土蔵①において、創建時のものと推定される基礎を確認

大東市埋蔵文化財調査報告第33集
平野屋新田会所跡発掘調査概要
―宅地開発に伴う調査―

2012年12月28日発行

編集・発行　大東市教育委員会
〒574-0076　大阪府大東市曙町4番6号
TEL.　072-870-9105
印刷・製本　株式会社　地域文化財研究所
〒578-0941　東大阪市岩田町1丁目17番9号
TEL.　072-968-7321

印刷物番号
24－80